

糸島市行財政健全化計画

～行政経営戦略に基づく行動計画～

（期間 令和３年度～令和７年度）

行政改革推進本部

令和３年３月

令和６年３月改訂

本書は、第２次糸島市長期総合計画前期基本計画「第２章 行政経営戦略」の行動計画です。健全な財政運営、民間活力やＩＣＴなどの活用、大学連携など、市民や民間事業者などの多様な主体と共創・協働・連携を図りながら、行政経営を展開していきます。

目 次

序章 計画策定の背景	1
第1節 策定の目的	1
第2節 これまでの行政改革の取組	3
第3節 本市の現状と課題	4
第1章 計画の基本的な考え方	12
第1節 経営的・戦略的な取組展開の必要性	12
第2節 政策	13
第3節 計画期間	16
第4節 計画目標	17
第2章 計画の推進	18
第1節 推進体制	18
第2節 進捗管理	19
第3章 計画の取組	20
第1節 計画の体系と取組項目	20
第2節 取組個票	24
第4章 行政評価	45
第1節 本市の行政評価の取組の経緯	45
第2節 評価の種類	46
第3節 評価の目的の実現	48
【参考】用語解説	49

序章 計画策定の背景

[序章の要約]

本市では、平成 22 年 1 月の合併以降、行財政健全化計画の取組により、経営の効率化、市民サービスの向上を進めるとともに、財政健全化に努め、財政状況は好転しています。

しかしながら、将来にわたり持続可能な経営を行っていくためには、地域価値を更に向上させることや市民の力でより良いものを生み出していくことなどが重要で、市民や民間企業等の多様な取組を支援する行政には、限られた資源で、変化の速い社会へ対応しながら、厳格な選択と集中を行うことが求められます。

第 1 節 策定の目的

本市における自治体経営の最大の目的は、市民や関係者が、魅力と活力に満ちた地域を誇りに思い、夢や希望を持ち続けながら、充実した地域での暮らしや活動を続けていくことができるようにしていくことです。

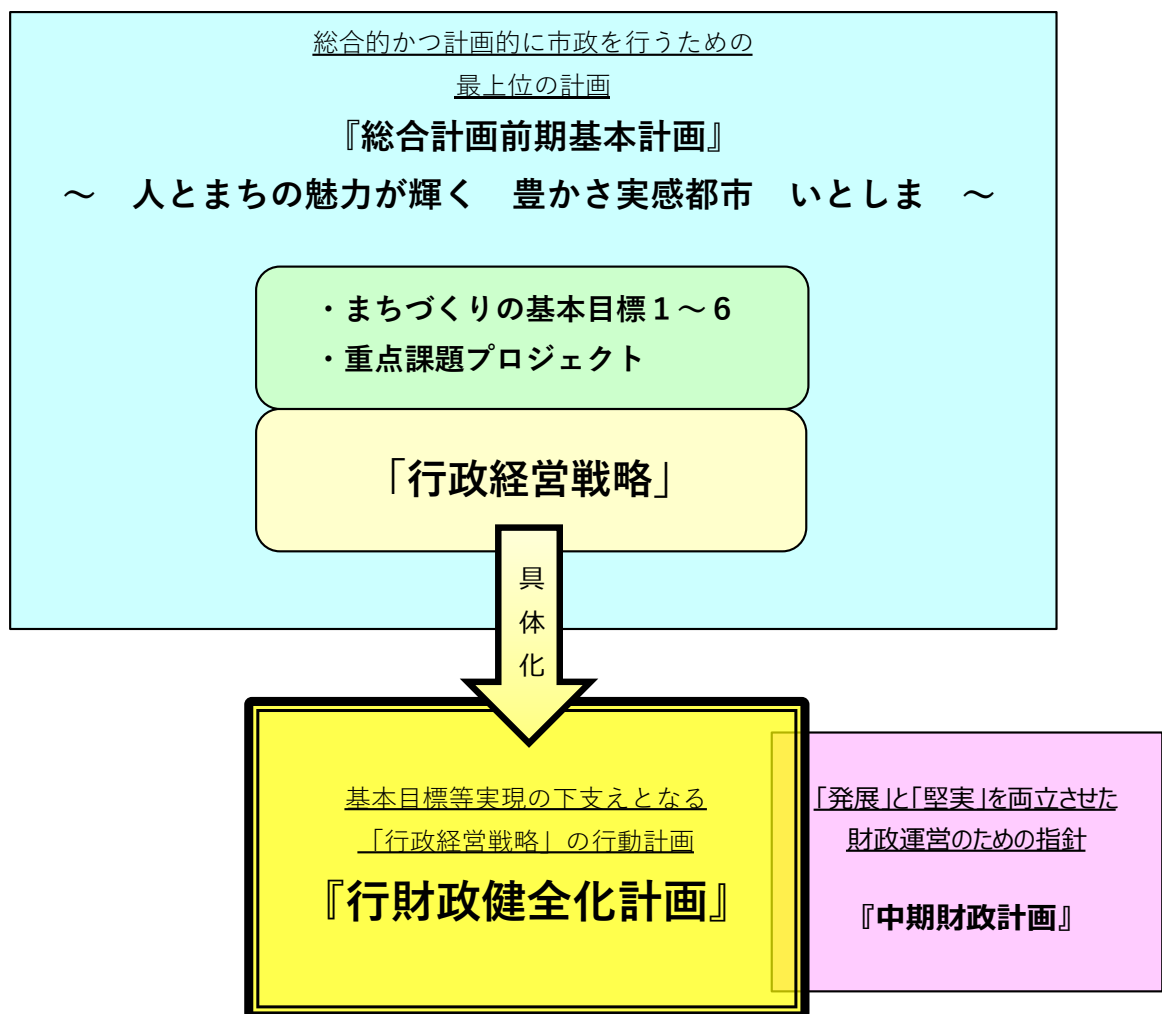
そのため、本市では、市民福祉の向上を目指し、様々な施策を実行していますが、社会的成熟期を迎えている現代社会や将来へ向けた経営に関しては、社会的成長期のような税収の継続的な増加が見込めないため、「限られた経営資源を最大限有効に活用し、成果に結びつけ、将来に過度な負担を残さないこと」が求められます。

また、一方で、第 2 次糸島市長期総合計画（以下、「総合計画」という。）に掲げる、**本市の将来像『人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま』の実現**に向けて、ワンランク上のまちづくりを進めるためには、支出に必要な財源を確保し、知恵を絞り、「ヒト・モノ・カネ・情報」の経営資源を効果的・効率的に配分し、総合計画の基本方針（戦略）に基づき、経営的・戦略的なまちづくりを進めることが、非常に重要となります。

そこで、この計画を、**総合計画前期基本計画「第 2 章 行政経営戦略」の行動計画と位置付け、総合計画の基本目標及び重点課題プロジェクト実現の下支えとなるもの**とします。

なお、総合計画前期基本計画「第 2 章 行政経営戦略」は、これまでの行政改革大綱の内容を総合計画に取り込んだうえで、「方針に基づく選択と集中の実施」、「効果的、効率的な組織づくり」といった経営の基本的な取組から、「先進的技術の導入」、「民間の創意工夫・資金の活用」など、将来的な人口減少を見据えたものまで、社会・経済情勢に対応した経営的・戦略的な行政経営の展開を図るものです。

図表：計画等関連図



第2節 これまでの行政改革の取組

本市では、平成22年1月の合併以降、平成23年4月に「第1次糸島市行政改革大綱」、平成28年2月に「第2次糸島市行政改革大綱」を策定し、その行動計画である「行財政健全化計画」の取組により、窓口の民間委託や保育所の民営化、指定管理者制度による公共施設管理などを積極的に進め、経営の効率化、市民サービスの向上を図るとともに、財政状況の改善に取り組んできました。

その財政状況については、平成22年1月合併時の厳しい状況から、職員削減や公債費抑制などを行い、市の貯金である基金現在高については、平成21年度普通会計決算の38.7億円から10年後の令和元年度普通会計決算の106.0億円へと67.3億円増加し、市の借金である地方債現在高（債務負担行為額含む）については、同じく389.6億円から295.8億円へ93.8億円減少し、財政状況は好転しています。

図表：これまでの主な取組実績

第1次糸島市行政改革大綱（平成23年度～平成27年度）・第2次糸島市行政改革大綱（平成28年度～令和2年度）及び行財政健全化計画

- ◎コンビニエンスストアでの市税等の収納開始、繁忙期の休日開庁
- ◎市民課・上下水道部3課の窓口業務・上下水道緊急修繕センターの民間委託化
- ◎学校給食調理業務の民間委託拡大
- ◎保育所・健康ふれあい施設の民営化
- ◎農業公園・体育施設の指定管理者制度導入
- ◎男女共同参画センターの統合、母子生活支援施設の廃止
- ◎人員管理の適正化
- ◎職員の超過勤務時間の削減
- ◎行政評価の充実（施策評価・事務事業評価・外部点検）
- ◎補助金の見直し（補助金交付の基本指針）
- ◎中期財政計画に基づく財政運営

第3節 本市の現状と課題

1) 総論

本市の経営においては、今後、現状の社会情勢のままでは、将来にわたる右肩上がりの歳入増加が期待できないにも関わらず、社会保障費や公共施設等の維持更新費等の歳出増加で、余裕のない財政状況が予想されます。

そのため、将来にわたる市民サービスの維持・向上のためには、歳出のコントロールで財政規律を維持しながら、適切な地域への投資や資産の有効活用で、自主財源を増やしながら、政策的な財源を確保していくことが必要となっています。

本市は、合併以降、職員数削減に取り組み、平成30年度時点で、全国類似69団体中2番目に少ない職員数で、第1次産業から第3次産業までの幅広い産業振興、隣接する福岡市の10分の1の人口密度(447人/km²)という、経営効率の面では、厳しい条件下での市民サービス向上に努めてきました。

本市の経営効率化の状況としては、公共施設の民営化や統廃合、市民課・上下水道窓口の民間委託、各施設への指定管理者制度の導入など、行政改革大綱に基づく行政改革の取組を進め、一定程度、経営の効率化は、進んでいる状況にあります。

そのような中、将来にわたり持続可能な経営を行っていくためには、今後10年間も人口増加が見込まれる福岡都市圏内に位置し、成長著しいアジア諸国に近い立地、豊かな自然環境がもたらす上質な生活と食材、古代のロマンが膨らむ伊都国の歴史といった、本市の強みを最大限活用した政策立案により、地域の価値を向上させていくことが非常に重要です。

また、市民参画による地域の特性を生かした地域(校区)単位でのまちづくりの継続的推進や事業者連携によるブランド糸島の知名度向上など、市民の力でより良いものを生み出していくことも重要です。

さらには、平成27年9月の国連サミットで採択され、あらゆる貧困を撲滅することを最大の地球規模の課題とし、「誰一人取り残さない」社会を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」の取組を、地域に広げ、市民や民間企業等の多種多様な主体による地域課題の解決を推進することで、持続的に世界に貢献していくまちでなければなりません。

限りある資源を運用し、そのような取組を支援する行政には、組織マネジメント力向上やデジタル技術活用などにより、変化の速い社会へ対応しながら、効率的で実効性の高い行政経営の仕組みにより、厳格な選択と集中を行うことが求められます。

2) 市の人口動向の影響について

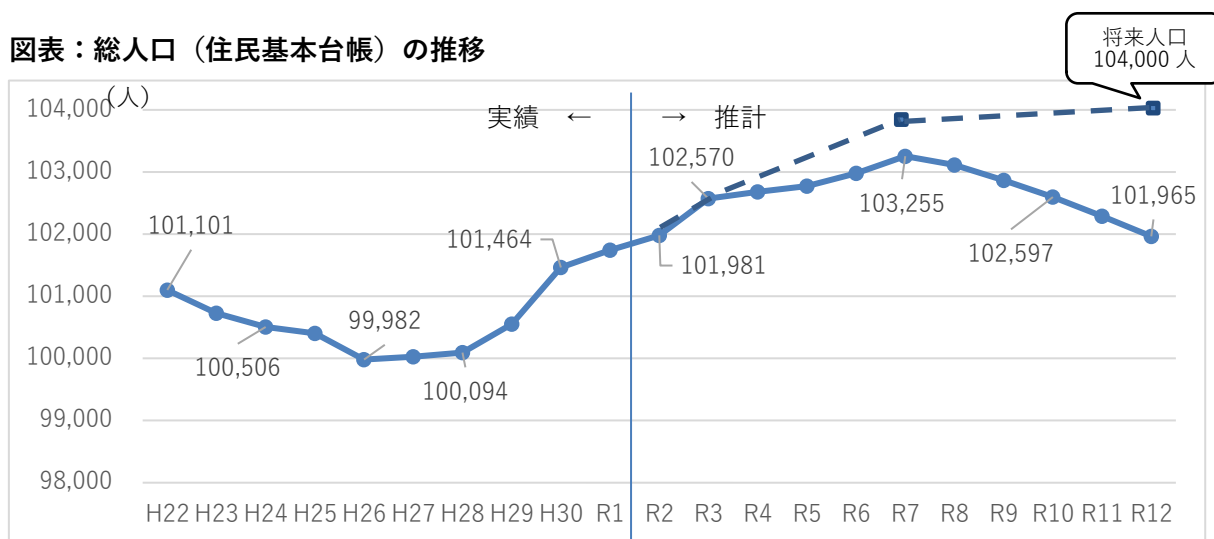
合併以降減少していた本市の人口（住民基本台帳）は、平成 28 年から増加に転じ、令和 2 年 12 月末時点 102,523 人で、過去最高を更新しており、既に全国各地の自治体が、人口減少に伴う社会的な縮小段階に入っている中でも、今後しばらくは、人口が増加する見込みです。

しかしながら、今後の自治体経営にとって、人口減少問題以上に重要なのが、少子高齢化社会の更なる進行に伴う、現役世代の人口の減少と高齢者の人口の急激な増加への対応です。

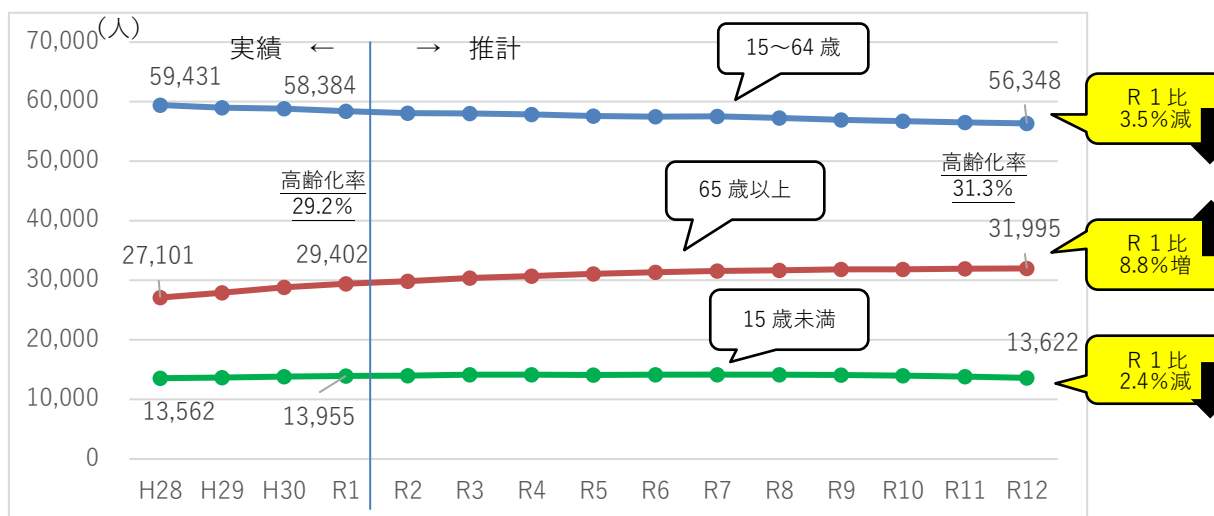
本市の令和 12 年の人口推計（総合計画）では、総人口 101,965 人、うち生産年齢人口 56,348 人（令和元年比 3.5%減）、老年人口 31,995 人（同 8.8%増）となっており、生産力の低下と社会保障費の増加が懸念されます。

そのため、総合計画では、104,000 人を令和 12 年の将来人口と設定し、新たな居住空間の整備や人口減少地域対策、子育て支援などを進めることにしています。

図表：総人口（住民基本台帳）の推移



図表：年齢階層別の推移



3) 市の職員・組織について

本市の職員数は、人口 1,000 人当たり職員数 4.67 人（平成 30 年度財政状況資料集）で、全国類似 69 団体中 2 番目に少なく、類似団体内平均値 8.20 人の 57%となっています。

さらに、本市の職員数に関する福岡県内での比較では、消防職及び現業職を除く一般職員の人口 1,000 人当たり職員数が 3.59 人で、福岡都市圏内の市では、春日市の 3.11 人に次いで 2 番目に少なく、福岡都市圏内の市単純平均 4.09 人、福岡県内の市単純平均 5.14 人を何れも下回っています。

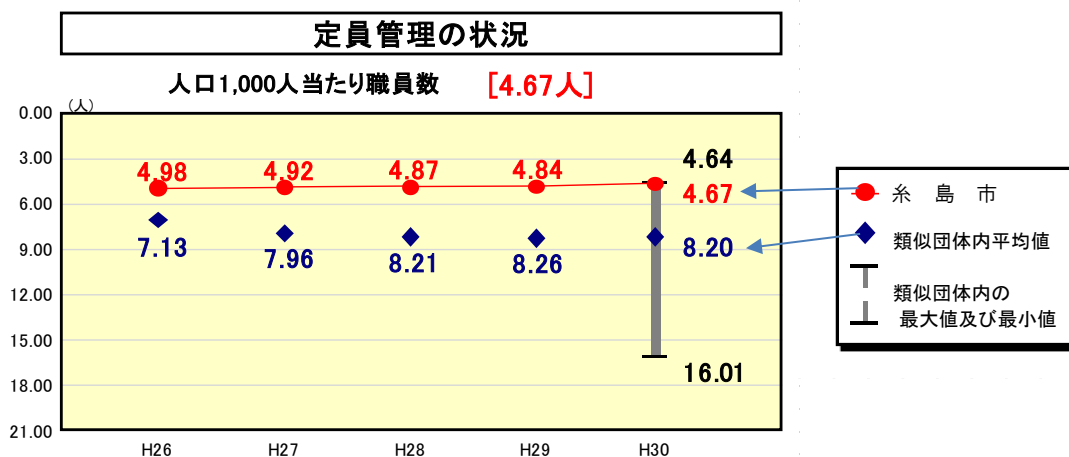
また、時間外勤務の状況に関しては、職員 1 人当たり時間外勤務手当の支出額が、福岡都市圏内の自治体の中では多い方で、長時間勤務の傾向があると考えられます。

長時間勤務は、時間外勤務手当を支出しながら、職員の疲労増加による作業効率・労働意欲の低下を原因とする生産性の低下を招きます。

そのため、RPA の活用やペーパーレス会議の導入による業務の効率化、業務の民間委託、ノー残業デーの取組強化等で、長時間勤務の抑制を図っている状況です。

現状のような、類似団体と比較して少ない職員数で新たな課題に対応する組織には、個々の職員に求められる階層別マネジメントの能力向上と効率的で実効性の高い組織体制の構築が求められるため、職員育成の在り方及び組織の見直しが必要であることから、令和 2 年度に糸島市定員適正化計画を策定し、今後、職員数の適正化に努めていきます。

図表：人口 1,000 人当たり職員数の推移



(出所：平成 30 年度財政状況資料集より作成)

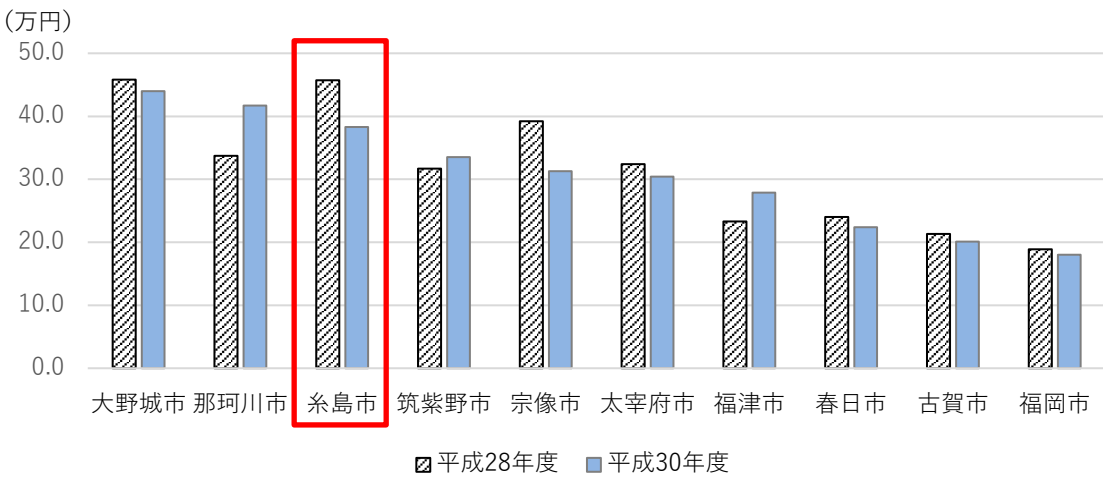
図表：人口 1,000 人当たり職員数（消防職及び現業職を除く一般職員）の福岡都市圏内市及び福岡県内市単純平均との比較

春日市	糸島市	福岡市	筑紫野市	大野城市	宗像市
3.11 人	3.59 人	3.93 人	3.95 人	3.97 人	4.01 人
太宰府市	福津市	那珂川市	古賀市	福岡都市圏内市単純平均	福岡県内市単純平均
4.32 人	4.37 人	4.44 人	5.16 人	4.09 人	5.14 人

※福岡都市圏内市及び福岡県内市の比較条件を揃えるため、消防職及び現業職を除く一般職員で算出しており、全一般職員及び教育公務員、臨時職員を含む前図表「人口 1,000 人当たり職員数の推移」の数値とは、一致しない。

（出所：平成 30 年度決算カードより作成）

図表：職員 1 人当たり時間外勤務手当の福岡都市圏内市との比較



（出所：平成 30 年度地方財政状況調査 15 表より作成）

図表：職員構成の推移（4 月 1 日時点）と糸島市定員適正化計画における実働職員数目標

		実績←				→計画					(単位：人)	
年度		H 29	H 30	H 31	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7		
実働職員数	実働職員数	436	430	426	430	424	443	447	450	453		
	正規職員	452	448	440	438	437	449	455	463	469		
	再任用職員	5	5	6	11	8	8	9	7	4		
	休職者等	13	13	12	13	17	10	10	12	12		
	派遣職員等	8	10	8	6	4	4	7	8	8		

※実働職員数は、「正規職員＋再任用職員－休職者等－派遣職員等」で算出

※実働職員数実績値は、計画値と整合をとるため、出所の数値を加工

※再任用職員は、勤務状況等を考慮し算出

※休職者等は、育児休暇、産前・産後休暇を含む

※派遣職員等は、国県等、他団体へ派遣している職員

（出所：糸島市定員適正化計画「令和 3 年度～令和 12 年度」より作成）

4) 市の財政状況について

本市の令和元年度普通会計決算における歳入総額は 374.2 億円、歳出総額は 353.0 億円、実質収支は 7.9 億円の黒字となっており、合併以降、実質収支黒字を継続することで、基金現在高も増加し、健全財政を維持しています。

また、本市の自主財源である市税収入を見ると、市民 1 人当たり市税額が 97,844 円となっており、合併直後の平成 22 年度の 90,339 円から 8.3%増加しており、財政の自立度も向上してきています。

市民 1 人当たり市税額 97,844 円は、平成 30 年度における類似団体の 121,473 円より、依然として低いものの、平成 22 年度を 1 とした比較では、平成 30 年度の類似団体 1.004 に対し、本市は 1.042、さらに令和元年度においては、1.083 となっており、近年の伸びでは、類似団体を大きく上回っています。

しかしながら、楽観視できる状況ではなく、平成 24 年度から平成 29 年度は、10 億円以上の実質収支黒字でしたが、平成 30 年度から 2 年連続で、10 億円を割り込み、黒字額が減少しています。

また、自主財源額は、企業誘致や産業振興の取組による市税収入増等により、平成 23 年度 121.6 億円から、平成 30 年度 142.2 億円へと 20.6 億円増加しているものの、自主財源比率は 39.3%で、県内市町村の約 41%を下回っており、依然として、財政の自立度向上が継続的な課題となっています。

そのような中、歳入面では、地方交付税の合併特例加算措置が、令和元年度で終了し、合併による財政的な優遇がなくなったことに加え、今後の少子高齢化の更なる進展や、推計による令和 7 年度以降の人口減少など、厳しい社会情勢を背景に、現状のままで、将来的な歳入総額の大幅な増加は、期待できないと推測されます。

また、歳出面では、運動公園や新庁舎整備、学校施設改修といった施設整備のための投資的経費の増加に加え、社会保障のための扶助費や施設整備に係る借入金返済のための公債費といった義務的経費が増大し、余裕のない財政運営が推測されます。

そのため、今後、中期財政計画に沿った財政運営を目指すことで、将来的にも健全財政を維持していく必要があります。

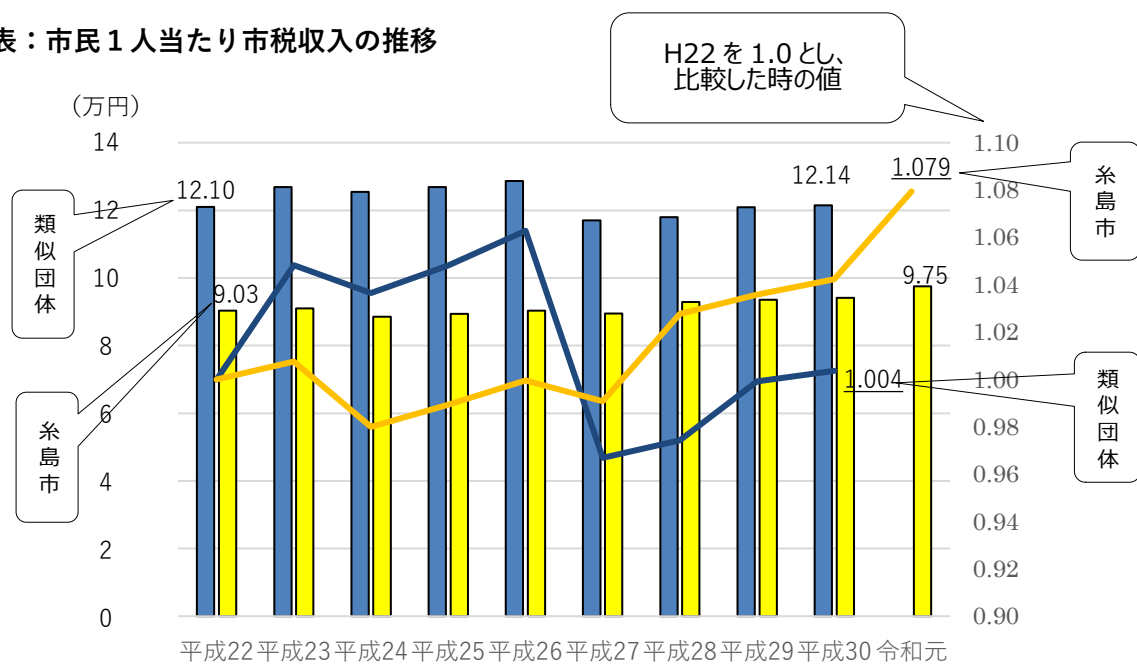
図表：近年の普通会計決算の推移

(単位：億円)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1
歳入総額	348.4	358.3	392.0	363.6	374.2	362.3
うち市税	90.4	89.6	93.1	94.3	95.7	99.7
うち地方交付税	93.4	87.6	84.0	81.3	79.3	79.0
歳出総額	334.5	342.3	374.0	348.6	364.2	353.0
実質収支	10.8	15.2	13.1	14.2	8.1	7.9
自主財源総額	121.3	122.5	164.0	139.2	150.2	142.2
自主財源比率 (%)	34.8%	34.2%	41.8%	38.3%	40.2%	39.3%

(出所：糸島市財政のすがたより作成)

図表：市民1人当たり市税収入の推移



（出所：財政状況類似団体比較カードより作成）

図表：中期財政計画の歳入歳出差引額

（単位：億円）

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
歳入総額	338.5	356.7	377.4	369.7	437.1	443.5	455.3	449.1	443.2
歳出総額	342.5	360.4	382.5	379.7	426.7	433.2	442.6	437.6	437.6
差引額	▲4.0	▲3.7	▲5.1	▲10.0	10.4	10.3	12.7	11.5	5.6

（出所：糸島市中期財政計画より作成）

5) 公共施設マネジメントについて

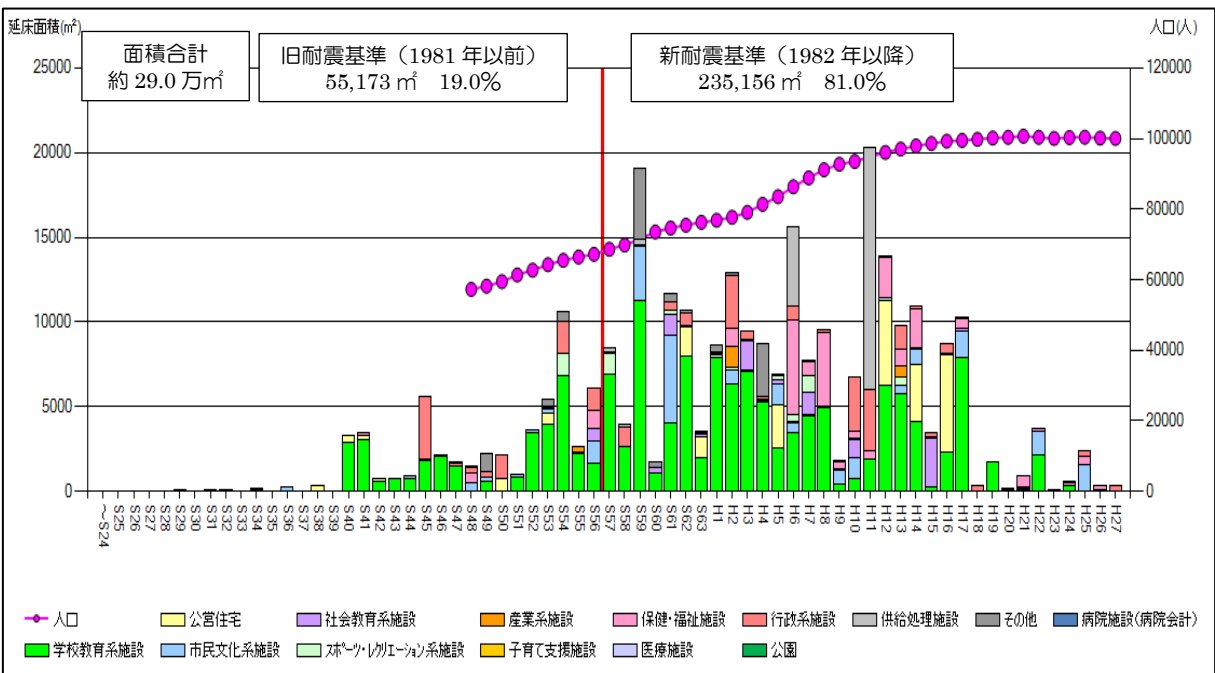
本市の公共建築物の多くは、昭和52年度から平成17年度にかけて整備されており、平成28年4月時点で、築30年以上の割合は、全体の30.4%でしたが、その10年後の令和8年度には63.5%となる見込みで、既に学校施設の大規模改修等、本格的な公共施設の老朽化対策を始めており、大きな財政負担となっています。

本市では、“豊かな糸島生活を次世代に継承するための公共施設マネジメント”を基本理念とする「糸島市公共施設等総合管理計画」を平成29年2月に策定し、施設の複合化や統廃合等で、真に必要なサービスを維持しながら、約40年間で、公共建築物の延床面積を25%削減する目標を設定しました。

なお、平成31年3月策定の「公共施設等総合管理計画第1期アクションプラン（令和元年度～令和12年度）」においては、令和12年度までに、公共建築物とインフラ施設（以下、公共施設等という。）の対策費用（概算）が、563億円必要になると見込んでいます。

公共施設マネジメントは、長期的取組であり、今後の人口構造変化により、その利用状況も変化していくことが予想されるため、公共施設等の質・量・コストが最適な状態になるよう取組を進めることが重要となっています。

図表：公共建築物の年度別整備状況



（出所：糸島市公共施設等総合管理計画より抜粋）

図表：第1期（令和元～12年度）における対策費用（概算）の合計

公共建築物	インフラ施設	合計
34,403,216千円	21,949,993千円	56,353,209千円

（出所：糸島市公共施設等総合管理計画第1期アクションプランより抜粋）

6) 市民満足度について

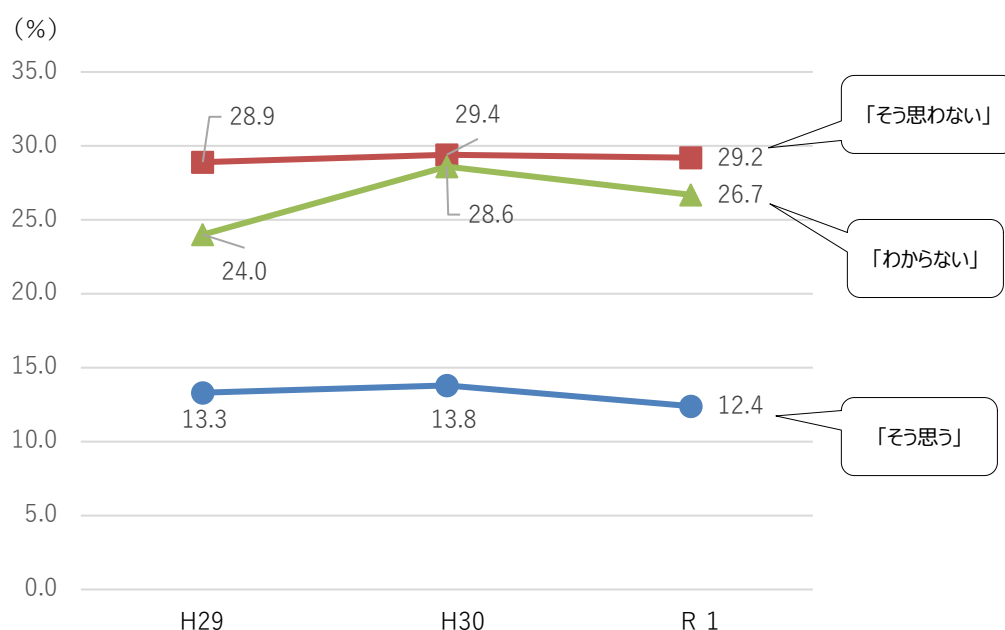
本市では、市民の意識・考えや現在の状況を調査・分析し、総合計画の進み具合の確認及び行政経営の改善に反映させることを目的に、平成 24 年度に第 1 回目の市民満足度調査を実施し、平成 29 年度以降は、毎年度実施しています。

令和元年度調査における市民満足度は、10 点満点中 6.8 点となっており、目標の 7 点には届かないものの、概ね及第点と考えています。

そのような中、本市の経営全体の効率性に関する市民意識を把握するための「市役所は、市民の納付している税金を有効に活用していると思いますか。」という設問に関しては、「そう思う」という肯定的な意見が 12.4%となっており、「そう思わない」という否定的な意見の 29.2%を大きく下回っています。

また、「わからない」との回答が、26.7%となっていることから、広報いとしまやホームページ、出前講座などで財政状況や取組を紹介しているものの、市民にあまり知られていない現状があると考えられるため、組織体制の整備や職員の意識向上により、職員が、多くの市民にとって、その成果を感じることができるよう事業設計や的確なニーズ把握による事業実施を強く意識し、日ごろの業務を行う必要があります。

図表：「市役所は、市民の納付している税金を有効に活用していると思いますか。」に対する回答の推移



(出所：令和元年度糸島市市民満足度調査より作成)

第 1 章 計画の基本的な考え方

[第 1 章の要約]

この計画では、総合計画の体系である（１）政策推進マネジメント、（２）財務マネジメント、（３）公共施設マネジメントの３つの政策に基づき、取組を進めます。

計画期間は５年間で、計画目標は『総合計画前期基本計画「第 2 章 行政経営戦略」に定める、目標達成指標の 100％達成』と『財政健全化の取組による 5 年間の財政効果額合計 36.1 億円以上達成』としています。

第 1 節 経営的・戦略的な取組展開の必要性

序章で述べてきたとおり、本市は、今までの行政改革の取組により、経営環境の厳しい中、少ない職員数で、市民サービス向上に努めてきました。

その結果、一定程度の経営効率化は進んでいますが、今後は、人口構造の変化による地域の生産力低下と社会保障費増加への対応、職員のマネジメント能力向上と実効性の高い組織体制の構築、健全財政の維持、公共施設等の最適化、市民が成果を実感できる施策実施などにより、総合計画の目標を達成し、地域の価値向上を図る必要があります。

また、今後の行政経営においては、変化の速い社会へ対応が非常に重要です。

そのため、社会の流れを敏感に感じつつ、将来を見通し、明確な方針を掲げること
で、限りある経営資源を適切に配分し、組織全体が同じ目標達成に向け、素早く実行
していくマネジメントの仕組みを構築し、運用していきます。

第2節 政策

本市が、社会・経済情勢に対応した経営的・戦略的な行政経営を展開し、総合計画の目標を達成するために、3つの政策に基づき、取組を進めます。

■政策（1）政策推進マネジメント

総合計画の各政策・施策の目標達成に向けて、最小の経費で最大の効果をあげるため、政策推進マネジメントを展開します。

市民視点での成果を重視した指標を設定し、PDCAサイクルを徹底するとともに、AIなどの先進的な技術を積極的に導入し、ICTによる業務の効率化を図りながら、職員の政策立案能力が最大限発揮できる環境を整えます。

また、社会の変化などに応じた組織体制の構築や働き方改革を進めることにより、労働生産性を向上させ、時間外勤務の削減を図り、ワークライフバランスを実現します。

さらに、市民協働や民間委託、指定管理者制度の拡大に加え、幅広い概念の公民連携（PPP）による民間の創意工夫と民間投資を最大限活用します。

また、大学との連携・研究により、地域課題や行政課題の解決を図ります。

◎政策を構成する施策と主な取組（総合計画掲載事項）

施策① 行政改革の推進

- 行政評価の結果に基づく、各年度の施策別方針（経営方針）の明確化
- 総合計画と各年度の施策別方針の市民への分かりやすい周知
- 行政評価や市民満足度調査の継続実施とあわせた職員の経営能力向上
- 電子申請の充実とマイナンバーカードの使用機会拡大
- 市民の利便性向上と情報セキュリティを確保した電算システムの構築
- ICTによる事務事業の効率化と生産性の向上

施策② 効果的な組織づくりと経営感覚を持った職員の育成

- 総合計画体系に沿った、より効果的、効率的な組織づくり
- 業務量や職員適性に応じた人員配置
- 積極的にチャレンジできる職員の育成
- 能力・業績に応じた人事制度の構築
- 時差出勤制度やテレワークなどの職員の働き方改革の推進

施策③ 民間事業者や大学と連携した課題解決

- 民間事業者と連携した取組の推進
- 民間資金活用の推進
- 民間ノウハウを活用したサービスの質の向上
- 糸島をフィールドとした課題解決と情報発信

■政策（２）財務マネジメント

限られた経営資源の中、健全で規律ある財政運営を堅持し、市民が必要とする政策・施策を実行していくため、財務マネジメントを展開します。

適正な課税と高い収納率の維持に努めるとともに、債権管理の適正化や市有財産の利活用など、あらゆる角度から幅広い財源を確保します。

また、中期財政計画の確実な実行を通して、必要な事業への効果的な予算配分を行い、「発展」と「堅実」を両立させた規律ある財政運営を図ります。

◎政策を構成する施策と主な取組（総合計画掲載事項）

施策① 自主財源の確保

- 納税者の納付方法の拡大による自主納税の推進
- 市税などの収納率の高水準維持と市税収入などの確保
- 基金運用、パートナー制度活用、応援寄附、財産貸付等による収入増加
- 新たな税の導入などの検討

施策② 規律ある健全な財政運営

- 中期財政計画の順守
- 優先順位の設定等による実施計画事業の選択と集中の徹底
- 地方公会計の分析結果の積極的な活用

■政策（３）公共施設マネジメント

公共施設の統廃合や機能集約を行うことにより、質の高いサービス提供や幅広い市民の交流を促進するとともに、施設の計画的な維持・更新と最適な施設配置に向けて、公共施設マネジメントを展開します。

市民への丁寧な説明と協働を基本に、「糸島市公共施設等総合管理計画 第１期アクションプラン」を着実に推進し、公共建築物やインフラ施設の長寿命化と最適な施設配置の実現を目指します。

また、「まちづくりを創造する庁舎」をコンセプトに、庁舎機能の充実はもちろん、防災機能や交流機能、情報発信機能などを持った新庁舎を整備し、まちづくりを展開します。

◎政策を構成する施策と主な取組（総合計画掲載事項）

施策① 公共施設の長寿命化と最適な配置

- 市民に分かりやすく、利便性や防災機能の高い新庁舎建設と周辺整備
- 公共建築物の複合化や集約化・総量削減などによる質・量・コストの最適化
- インフラ施設のライフサイクルコストの削減と適正なライフサイクルコストへの意識向上
- アクションプランの周知と市民利用施設改修時の市民参画機会の確保による市民理解の醸成

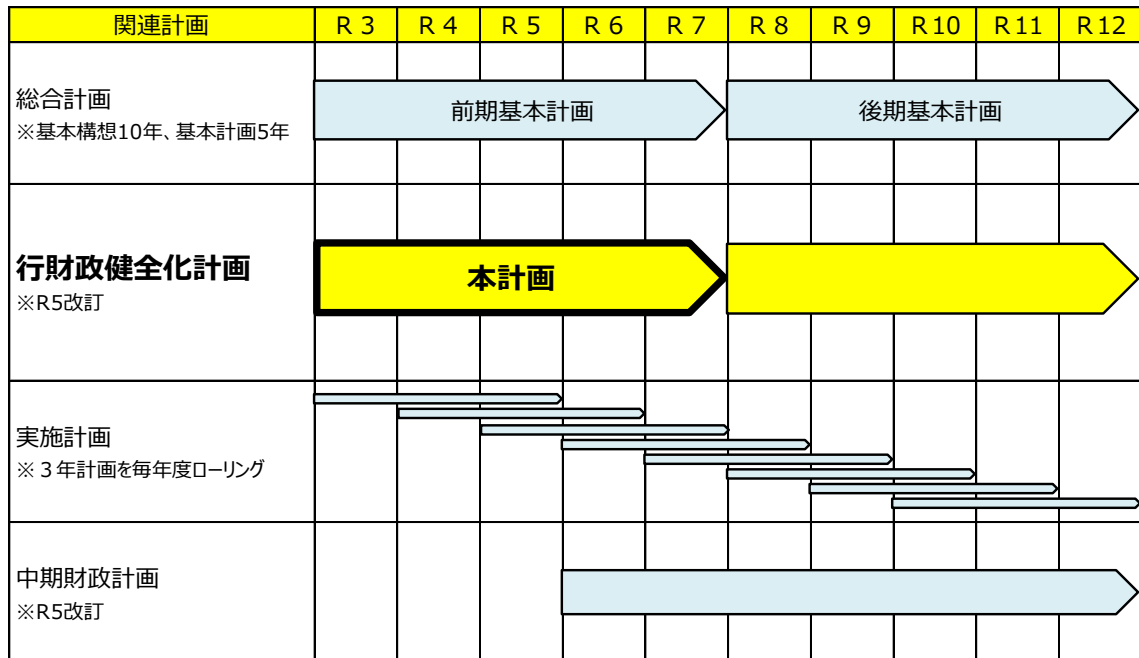
施策② 多様な入札・契約手法の導入

- 入札・契約事務の効率化や事業者の負担軽減に配慮した入札方式の実施
- 設計・工事・監理・運営などを含めた優位となる入札方式の実施
- 公共施設の包括管理業務委託の推進
- 庁内への契約事務手続きの周知徹底と問題点整理による事務の効率化

第3節 計画期間

計画期間は、総合計画前期基本計画と同じ、5年間（令和3～7年度）としますが、新たな取組の追加などで、改訂が必要な場合は、計画改訂を行います。

図表：関連計画の計画期間



第4節 計画目標

この計画は、総合計画前期基本計画「第2章 行政経営戦略」の行動計画であり、取組を進めることで、その目標達成指標の目標値を実現していく役割を担うものです。

「第2章 行政経営戦略」を着実に実行するため、下記の成果指標と目標値を設定します。

成果指標	令和7年度目標値
総合計画前期基本計画「第2章 行政経営戦略」に定める、目標達成指標（19指標※）の達成率	100% ※全ての目標を達成

※19 指標

- ①施策評価成果指標の年度目標達成割合
- ②糸島市ICTまちづくり推進計画の進捗率
- ③マイナンバーカード交付件数
- ④市が、効率的な行政運営を行っていると思う市民の割合（市民満足度調査）
- ⑤積極性・チャレンジ・改革志向に関する職員の自己評価（人事評価平均）
- ⑥民間資金を活用した事業数（PFI、企業版ふるさと納税などの累計）
- ⑦大学等と連携し、課題解決の基礎となった研究数
- ⑧財政力指数（財政指標）
- ⑨受益者負担の割合（一般会計等の行政コスト計算書）
- ⑩使用料・手数料、財産収入、寄附金の増加額（R1決算比）
- ⑪市債残高増加の抑制
- ⑫財政調整基金と公共施設等総合管理推進基金を合わせた基金残高
- ⑬将来負担比率増加の抑制
- ⑭実質公債費比率増加の抑制
- ⑮公共施設マネジメントの取組を進めるべきと思う市民の割合（市民満足度調査）
- ⑯公共建築物の機能や環境が十分に整備されていると思う市民の割合（市民満足度調査）
- ⑰公共建築物の延床面積総量の削減率
- ⑱施設維持管理に係る契約数
- ⑲電子、郵送入札の実施件数

第2章 計画の推進

〔第2章の要約〕

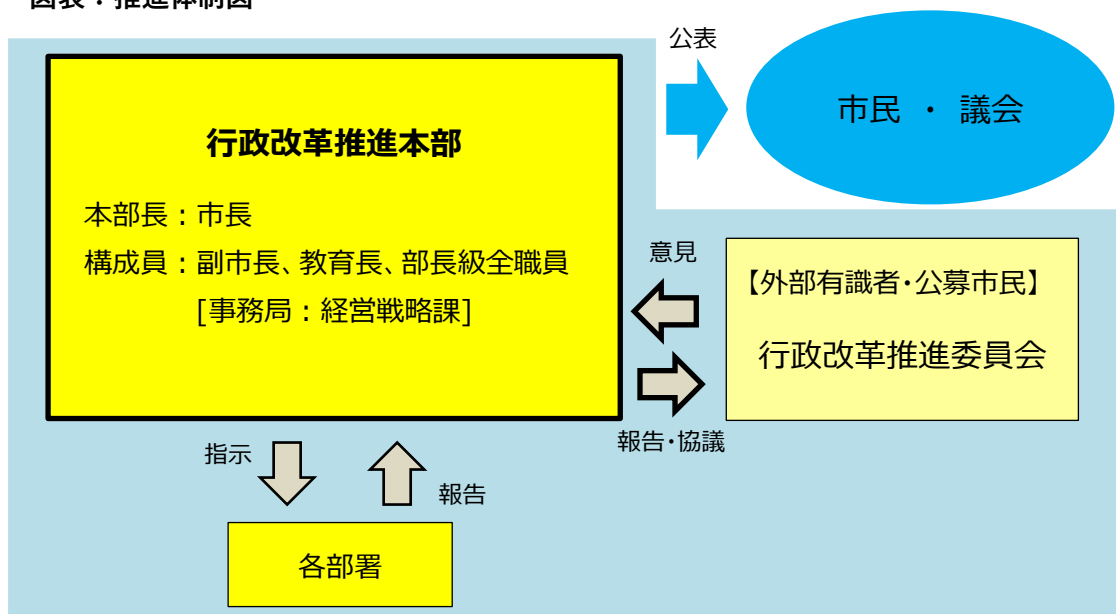
この計画は、庁内組織である行政改革推進本部を中心とする体制のもと、事務局である経営戦略課が、全庁的な進捗管理を行い、行政改革推進委員会からの助言を受けるなどしながら、推進していきます。

第1節 推進体制

この計画の推進は、市長をトップとし、副市長、教育長、部長級全職員で構成する庁内組織である、行政改革推進本部を中心とした体制で、全庁的取組としていきます。

また、外部有識者や市民等で構成する、行政改革推進委員会からの意見を受け、反映させるなど、その理解と協力のもと、効果的に推進します。

図表：推進体制図



第2節 進捗管理

この計画の数値目標や具体的取組の進捗状況については、下表に示す区分で、進捗管理の時期を設定し、経営戦略課が、各部署の進捗管理を支援していきます。

10月の前年度実績報告は、経営戦略課で取りまとめ、行政改革推進本部で協議し、行政改革推進委員会からの助言を受けるなどしながら、全庁的な進捗管理とし、実績報告書により、結果を公表します。

なお、計画どおりに進捗していない取組については、取組を進めるための対策を各部署で検討し、実績報告書に記載することで、確実な改善に繋がっていきます。

図表：進捗管理の区分と時期

時期	5月	10月	1月
区分	ヒアリング ※経営戦略課実施	前年度実績報告 ※行政改革推進本部実施	ヒアリング ※経営戦略課実施

第3章 計画の取組

〔第3章の要約〕

この計画は、行政経営戦略の体系で整理し、取組を実行していきます。
各施策のあるべき姿を実現していくことで、総合計画の将来像「人とまちの魅力が輝く 豊かさ実感都市 いとしま」に繋げていきます。

第1節 計画の体系と取組項目

この計画は、総合計画前期基本計画「第2章 行政経営戦略」の体系で整理し、3つの政策、7つの施策で構成します。

7つの施策のあるべき姿を実現するため、37の取組を具体化し、実行していきます。

図表：政策・施策体系と取組項目

政策 （1）政策推進マネジメント		
施策① 行政改革の推進（施策統括課：経営戦略課）		
【あるべき姿】		
各種データに基づく方針づくりや、デジタル技術を活用しながらの事業実施等で、多くの市民の望む効果の高い施策が継続的に行われ、まちの価値が向上し、市民の暮らしがより良くなっている。		
■総合計画に掲載している目標達成指標■		
◎指標1 施策評価成果指標の年度目標達成割合 R1：62.7% → R7：80%以上 ※総合計画の各施策が確実に進んでいることを表すための指標		
◎指標2 糸島市ICTまちづくり推進計画の進捗率 R1：0% → R7：80%以上 ※ICT利活用の状況を表すための指標		
◎指標3 マイナンバーカード交付件数 R1：21,718件 → R7：58,000件以上 ※市民の利便性向上につながるマイナンバーカードの普及状況を表すための指標		
【取組の具体化】		
	(推進部署)	(掲載ページ)
施策別次年度方針（経営方針）の策定方法の確立	経営戦略課、各施策統括部	25 ページ
総合計画の公表	経営戦略課	25 ページ
行政評価の実施方法の見直し	経営戦略課	26 ページ
市民満足度調査の継続実施と活用	経営戦略課	26 ページ
経営能力を高める行政評価研修等の実施	経営戦略課	27 ページ
マイナンバーカードの普及促進	市民課、秘書広報課	27 ページ
ICTまちづくり推進計画の確実な推進	秘書広報課、関係課	28 ページ

施策② 効果的な組織づくりと経営感覚を持った職員の育成（施策統括課：総務課）

【あるべき姿】

市長公約、総合計画の施策を実現するためにチャレンジする組織として、職員が共通認識を持ち、生産性を意識しながら、職務に邁進している。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

◎指標1 市が、効率的な行政運営を行っていると思う市民の割合（市民満足度調査）

R1：把握数値なし → R7：50%以上

※効率的な行政運営を行っていることに関する市民意識を表すための指標

◎指標2 積極性・チャレンジ・改革志向に関する職員の自己評価

R1：2.7/5段階 → R7：3/5段階以上

※チャレンジする気持ちを持つ職員が増えることを表すための指標

【取組の具体化】

（推進部署）

（掲載ページ）

組織機構改革の実施	総務課	29 ページ
糸島市定員適正化計画の推進	総務課	30 ページ
糸島市人材育成基本方針に基づく人材育成	総務課	30 ページ
人事評価制度の有効活用	総務課	31 ページ
働き方改革の推進	総務課、秘書広報課	31 ページ

施策③ 民間事業者や大学と連携した課題解決（施策統括課：経営戦略課）

【あるべき姿】

行政が、民間事業者や大学等と共創・連携して、施策や事業に取り組み、行政サービスの質が向上し、自治組織やNPOなどと民間事業者や大学等との連携で、地域課題の解決や地域活性化が進み、新たな価値が創造されている。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

◎指標1 民間資金を活用した事業数（PFI、企業版ふるさと納税などの累計）

R1：0件 → R7：3件以上

※民間資金・ノウハウを活用して市民サービスを提供していることを表す指標

◎指標2 大学等と連携し、課題解決の基礎となった研究数（累計）

R1：7件/年 → R7：35件以上

※大学等との連携で地域課題解決や地域活性化が進んでいることを表す指標

【取組の具体化】

（推進部署）

（掲載ページ）

民間活力導入指針の策定と新しい手法の導入推進	経営戦略課	32 ページ
糸島市補助金交付の基本指針に基づく補助金運用	経営戦略課	32 ページ
クラウドファンディングの活用促進	経営戦略課	33 ページ
企業版ふるさと納税による民間資金の活用	経営戦略課	33 ページ
指定管理者制度ガイドライン作成	経営戦略課	34 ページ
図書館（本館・二丈館・志摩館）への民間ノウハウの活用	生涯学習課	34 ページ
協定大学等との共同研究結果の政策化	ブランド・学研都市推進課	35 ページ
地域防災力と防災人材育成の強化	消防本部消防総務課	35 ページ

政策 (2) 財務マネジメント

施策① 自主財源の確保（施策統括課：経営戦略課）

【あるべき姿】

市の健全財政を維持できる市税収入が確保されるとともに、各部署が、財源確保について、高い意識を持ち、各自で様々な取組が行われている。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

- ◎指標 1 財政力指数（財政指標） R 1 決算：0.57 → R 7 決算：0.57 以上
※財政指標のうち、財政的な体力を表すための指標
- ◎指標 2 受益者負担の割合（一般会計等の行政コスト計算書）
H30 決算：3.67% → R 6 決算：4%以上
※適正な受益者負担や資産の有効活用が行われていることを表す指標
- ◎指標 3 使用料・手数料、財産収入、寄附金の増加額（R 1 決算比）
R 1：数値なし → R 7：2.9 億円以上
※ふるさと応援寄附金等も含めた財源増加を表す指標

【取組の具体化】

	(推進部署)	(掲載ページ)
電子納税推進とキャッシュレスでの納付手段拡大	収税課	36 ページ
課税客体調査の捕捉強化及び収納率維持による市税収入の確保	税務課、収税課	36 ページ
多様な自主財源方策の検討	経営戦略課	37 ページ
交流プラザ二丈館・志摩館の会議室等の活用検討	管財契約課	37 ページ
法定外税等の検討	経営戦略課	38 ページ

施策② 規律ある健全な財政運営（施策統括課：財政課）

【あるべき姿】

中期財政計画に基づいた規律ある財政運営と、全市的な効果的・効率的予算編成が行われている。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

- ◎指標 1 市債残高増加の抑制 R 1 決算：281.5 億円 → R 7 決算：333.5 億円以下
※市の負債の状況を表すための指標（値が少ない方が良いが、運動公園整備、新庁舎整備により、計画的に増加する。）
- ◎指標 2 財政調整基金と公共施設等総合管理推進基金を合わせた基金残高
R 1 決算：93.8 億円 → R 7 決算：61.2 億円以上
※市の貯金の状況を表すための指標（値が多い方が良いが、運動公園整備、新庁舎整備により、計画的に減少する。）
- ◎指標 3 将来負担比率増加の抑制 R 1 決算：負担なし → R 7 決算：50.1%以下
※市の財政規模に対する負債の大きさを表すための指標（値が少ない方が良いが、運動公園整備、新庁舎整備により、計画的に増加する。）
- ◎指標 4 実質公債費比率増加の抑制 R 1 決算：6.5% → R 7 決算：6.4%以下
※市の財政規模に対する借入金の返済額の大きさを表すための指標（値が少ない方が良いが、運動公園整備、新庁舎整備により、大幅な減少は見込めないため、同水準を維持する。）

【取組の具体化】

	(推進部署)	(掲載ページ)
決算状況の公表	財政課	38 ページ
実施計画事業の優先順位の設定基準の明確化	経営戦略課	39 ページ
財務書類の公表	財政課	39 ページ
※その他、財政健全化編の取組		46～48 ページ

政策 (3) 公共施設マネジメント

施策① 公共施設の長寿命化と最適な配置(施策統括課：公共施設マネジメント推進室)

【あるべき姿】

市民、議会、市が、公共施設に関する課題意識を共有し、将来の本市をイメージしながら、アイデアや工夫を出し合い、公共施設を活用したさらに質の高い行政サービスを提供している。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

- ◎指標 1 公共施設マネジメントの取組を進めるべきと思う市民の割合（市民満足度調査）
R 1：64.0% → R 7：80%以上
※公共施設マネジメントの取組に関する市民意識を表す指標
- ◎指標 2 公共建築物の機能や環境が十分に整備されていると思う市民の割合（市民満足度調査）
R 1：32.3%（R 2. 11 実施調査結果） → R 7：42.3%以上
※学校等の公共建築物の改修・修繕が適切に行われていることに関する市民意識を表す指標
- ◎指標 3 公共建築物の延床面積総量の削減率 R 1：0.15% → R 7：▲2.4%以上
※公共施設マネジメントの取組により、公共建築物の延床面積が減少していることを表す指標
（運動公園整備、新庁舎整備により、一時的に延床面積総量が増加する。）

【取組の具体化】

(推進部署)

(掲載ページ)

新庁舎及び新庁舎周辺環境整備	管財契約課	40 ページ
公共施設の運営コスト等を基礎とした施設使用料金見直しのための算定方針（ルール）の策定	公共施設マネジメント推進室	40 ページ
適正なライフサイクルコストへの意識向上	公共施設マネジメント推進室	41 ページ
小規模校におけるプールの合同授業の実施検討	教育総務課、学校教育課	41 ページ
市民意見を反映した利用しやすく機能性が高い複合施設の設置（市民・人権センター（仮称））	公共施設マネジメント推進室	42 ページ

施策② 多様な入札・契約手法の導入（施策統括課：管財契約課）

【あるべき姿】

質の高い行政サービスの提供につながる、効率的で適正な入札・契約方法が実施されている。

■総合計画に掲載している目標達成指標■

- ◎指標 1 施設維持管理に係る契約数 R 1：262 件 → R 7：160 件以下
※施設の維持管理事務が効率的に行われていることを表す指標
- ◎指標 2 電子、郵送入札の実施件数 R 1：0 件 → R 7：100 件以上
※入札・契約事務の効率化、事業者の負担軽減が進んでいることを表す指標

【取組の具体化】

(推進部署)

(掲載ページ)

入札参加資格審査申請及び契約管理システム導入	管財契約課	42 ページ
事業に適した入札方法の検討	管財契約課	43 ページ
包括管理業務委託の導入と拡大	公共施設マネジメント推進室	43 ページ
入札、契約事務手続きの周知	管財契約課	44 ページ

第 2 節 取組個票

以降は、この計画の取組個票です。

(1) 個票の見方

主な取組	該当する総合計画掲載の主な取組です。					
取組の 具体化	取組名です。			推進 部署	推進部署です。	
取組内容 と 想定成果	取組内容を簡潔に記載しています。					
成果指標 と目標値	評価のための指標と目標値です。基準値、目標値の数値のないものや定量化が困難なものは、「-」としています。					
	[基準値] R 1 : ⇒ [目標値] R 7 :					
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
・ ・ ・	年度ごとの大まかな行動計画と指標の計画値です。 指標計画の数値のないものや定量化が困難なものは、「-」としています。					
指標計画（単位： ）						

(2) 取組内容

政策 (1) -施策① 行政改革の推進

主な取組	○行政評価の結果に基づく、各年度の施策別方針（経営方針）の明確化				
取組の 具体化	施策別次年度方針（経営方針）の策定方法の確立	推進 部署	経営戦略課、各施策統 括部		
取組内容 と 想定成果	施策評価を一部見直し、毎年度、施策評価をもとに、全庁的視点を反映した各施策 の次年度方針（経営方針）を策定・公表する具体的仕組みを構築する。 次年度の方針が明確になり、市民及び組織で共有することで、施策間の優先度を反 映させた経営資源の配分と事務事業実施の成果向上に繋げる。				
成果指標 と目標値	令和 7 年度時点の、施策評価成果指標の年度目標達成割合を 80％以上（全指標の うち 80％以上の指標が、年度目標をクリアしている）にする。 [基準値] R 1：62.7％				

主な取組	○総合計画と各年度の施策別方針の市民への分かりやすい周知				
取組の 具体化	総合計画の公表	推進 部署	経営戦略課		
取組内容 と 想定成果	広報いとしまやホームページに、総合計画を掲載するとともに、公共施設や行政区 公民館などに総合計画を配架する。 また、出前講座の開催で、総合計画の内容を、より多くの皆さんに知ってもらい、 まちづくりの方向性を共有する。				
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、総合計画の認知度（市民満足度調査）を50%以上にする。 [基準値] R1：※R3調査で数値把握 ⇒ [目標値] R7： 50%以上				
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7
・ 広報、HPによる公表 ・ 公共施設等への配架 ・ 出前講座の開催	実施・完了 実施・完了 実施	- - 継続実施	- - 継続実施	- - 継続実施	- - 継続実施
指標計画（単位：％）	50	50	50	50	50

主な取組	○行政評価や市民満足度調査の継続実施とあわせた職員の経営能力向上					
取組の 具体化	行政評価の実施方法の見直し			推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	内部評価である事務事業評価及び施策評価について、現状より早く完了し、より政策立案に活用されるよう、効率的な実施方法への見直しを行う。 令和３年度は、見直した方法で実施し、その後は、適宜、細かな見直しを行いながら、継続実施する。					
成果指標 と目標値	令和３年度から、施策評価報告書を、９月末までに完成させ、公表する。 [基準値] R１：10月公表 ⇒ [目標値] R７：9月公表					
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
・実施方法の見直し ・評価の実施	運用見直し 新運用で 実施	適宜見直し 継 続 実 施	適宜見直し 継 続 実 施	適宜見直し 継 続 実 施	適宜見直し 継 続 実 施	
指標計画（単位：-）	9月末まで に公表	9月末まで に公表	9月末まで に公表	9月末まで に公表	9月末まで に公表	

主な取組	○行政評価や市民満足度調査の継続実施とあわせた職員の経営能力向上					
取組の 具体化	市民満足度調査の継続実施と活用			推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	市民満足度調査を継続実施し、総合計画の成果指標を把握するとともに、調査結果の政策への活用を推進する。 前期基本計画５年間のうち、３年目は後期基本計画策定に向けた現状把握のため、５年目は前期基本計画総括のために、政策レベルの分類による、市民が考える重要度、満足度も把握する。					
成果指標 と目標値	令和３～７年度で、累計１５種類以上の新たなクロス集計分析を行う。 ※年３種類以上を目安とする。 [基準値] R 1 : - ⇒ [目標値] R 7 : 15 種類以上					
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
・ 成果指標の把握調査 ・ 重要度、満足度把握調査 ・ 施策評価への活用	実施 - 活用	実施 - 活用	実施 実施 活用	実施 - 活用	実施 実施 活用	
指標計画（単位：種類）	3	6	9	12	15	

主な取組	○行政評価や市民満足度調査の継続実施とあわせた職員の経営能力向上					
取組の 具体化	経営能力を高める行政評価研修等の実施			推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	職員の経営能力向上のための研修（行政評価研修等）を継続的に実施する。 現在、資源配分、政策立案、評価といったマネジメントに関する研修は、管理職研修を中心に行っているが、管理職以外に対しても、行政評価や市民満足度調査の結果を生かすための証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）などの行経営能力向上につながる研修を実施することで、職員全体の経営感覚水準を向上させる。					
成果指標 と目標値	令和３～７年度の、研修受講者累計人数をのべ１５０人以上にする。 [基準値] Ｒ１： ⇒ [目標値] Ｒ７： のべ１５０人以上					
行動計画（スケジュール）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７	
・管理職以外への研修の実施	実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	
指標計画（単位：人）	30	60	90	120	150	

主な取組	○電子申請の充実とマイナンバーカードの使用機会拡大				
取組の 具体化	マイナンバーカードの普及促進	推進 部署	市民課、秘書広報課		
取組内容 と 想定成果	カード出張申請を実施し、マイナンバーカード所持者の増加を図るとともに、住民票や所得証明書等のコンビニ交付を推進する。 併せて電子申請を充実することにより、市民の利便性向上を図る。				
成果指標 と目標値	令和7年度末の、マイナンバーカード交付件数を58,000件にする。 [基準値] R1: 21,718件 ⇒ [目標値] R7: 58,000件				
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7
・カード出張申請の実施 ・コンビニ交付の推進	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施
指標計画（単位：件）	29,000	36,200	43,400	50,600	58,000

主な取組	○電子申請の充実とマイナンバーカードの使用機会拡大 ○市民の利便性向上と情報セキュリティを確保した電算システムの構築 ○ＩＣＴによる事務事業の効率化と生産性の向上		
取組の 具体化	ＩＣＴまちづくり推進計画の確実な推進	推進 部署	秘書広報課、関係課
取組内容 と 想定成果	計画期間を令和３年度から令和７年度とするＩＣＴまちづくり推進計画の確実な実行で、社会・価値観の変容への対応と行政のデジタル化への対応を進める。 【計画の取組】 1. <u>電子申請の推進</u> R 7 目標： 電子申請が可能な業務数 20 業務 2. <u>総合窓口の設置</u> 目標： 新庁舎開庁時に総合窓口を設置する。 3. <u>デジタル格差対策</u> R 7 目標： デジタル講座受講者数 100 人 4. <u>行政情報のオープン化</u> 目標： 大学等と活用可能性を研究し、民間事業者等へアプローチする。 5. <u>図書館における電子書籍の充実</u> R 7 目標： 電子書籍の年間延べ利用者数 1,000 人 6. <u>文化財情報のデジタル公開の促進</u> R 7 目標： 遺跡発掘調査現場の公開 年間 5 回 7. <u>ＩＣＴを活用した多様な働き方の提案</u> 目標： 新しい働き方を推進することで、雇用の創出・雇用機会の拡大を図り、人材・労働力の確保を行うとともに、魅力的な暮らしの発信による移住・定住促進に繋げる。 8. <u>一次産業のスマート化の推進</u> R 7 目標： スマート化を実施した販売農家 12 経営体（延べ数） 9. <u>「よかまちみらいプロジェクト」における移動サービスの推進</u> 目標： 令和３年度オンデマンドバスの運行開始 10. <u>総合行政電算システムの更新</u> 目標： 令和７年度までに新たなシステムを構築する。 11. <u>統合型GISシステムの更新</u> 目標： 令和３年度にシステムを再構築する。 12. <u>ＩＣＴによる業務効率化の推進</u> R 7 目標： R P A により自動化した業務の数 30 件 13. <u>ネットワーク環境等の整備</u> 目標： 新庁舎開庁時に新たなネットワーク環境等を整備する。 14. <u>職員のテレワークの推進</u> 目標： 令和６年度からテレワークの運用を開始する。 15. <u>ＩＣＴを活用した避難支援システムの再構築</u> 目標： 令和４年度までに避難支援システムの運用を開始する。 16. <u>公衆無線LAN環境の整備</u> R 7 目標： 公衆無線LAN環境の整備か所 20 か所		

	17. 情報セキュリティ監査の実施と情報セキュリティ研修の実施 R7目標： 重大なインシデントの発生件数 0件 18. ICT推進研修の実施 目標： 令和3年度からICT推進研修を実施する。				
成果指標と目標値	糸島市ICTまちづくり推進計画の進捗率 〔基準値〕 R1：0% ⇒ 〔目標値〕 R7：80%以上 (18取組中15取組以上の実施で目標達成)				
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7
計画策定と推進	R2末策定 計画推進	計画推進 進捗管理	計画推進 進捗管理	計画推進 進捗管理	計画推進 進捗管理
指標計画（単位：％以上）	15	20	30	40	80

政策（1）-施策② 効果的な組織づくりと経営感覚を持った職員の育成

主な取組	○総合計画体系に沿った、より効果的、効率的な組織づくり				
取組の 具体化	組織機構改革の実施		推進 部署	総務課	
取組内容 と 想定成果	令和２年度に策定した糸島市組織機構実施要領に基づき、令和３年度に新たな組織機構を決定し、新庁舎建設に合わせて段階的に組織機構を改革する。 市民に分かりやすく利用しやすい組織機構、総合計画の推進に向けた組織機構、新たな行政課題に対応できる組織機構を実現する。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点の、「市が、効率的な行政運営を行っていると思う市民の割合」（市民満足度調査）を５０％以上にする。 〔基準値〕 Ｒ１：※Ｒ３調査で数値把握 ⇒ 〔目標値〕 Ｒ７：５０％以上				
行動計画（スケジュール）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
・ 新たな組織機構の決定 ・ 第１段階改革 ・ 第２段階改革（改革完成）	決定 - -	- 実施 -	- - 実施	- - 実施	- - 実施
指標計画（単位：％）	25	30	35	40	50

主な取組	○業務量や職員適性に応じた人員配置				
取組の 具体化	糸島市定員適正化計画の推進		推進 部署	総務課	
取組内容 と 想定成果	令和２年度に策定した糸島市定員適正化計画（令和５年８月改訂）に基づき、適正職員数の確保に努めながら、人材育成や再任用職員のスキルの活用などを図りつつ、業務量や職員の適性に応じた人員配置を行う。 正規職員と労働時間を考慮（正規職員の 2/3）した再任用職員の合計数から、休職者等と他団体への派遣職員の合計数を引いた実働職員数 470 人を、適正職員数とする。 職員の能力が発揮できる体制を整えることで、本市の行政力をアップさせる。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点で、実働職員数 453 人を確保する。 糸島市定員適正化計画の計画期間を令和 12 年度までの 10 年間に見直しを行い、令和 12 年度時点で、実働職員数 470 人の確保を目指す。 ※糸島市定員適正化計画に基づく [基準値] R 1：実働職員数 426 人 ⇒ [目標値] R 7：実働職員数 453 人				
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・ 適正職員数の確保 （実働職員数）	確保	確保	確保	確保	確保
指標計画（単位：人）	424	443	447	450	453

主な取組	○積極的にチャレンジできる職員の育成				
取組の 具体化	糸島市人材育成基本方針に基づく人材育成		推進 部署	総務課	
取組内容 と 想定成果	糸島市人材育成基本方針に基づき、自己啓発、職場でのＯＪＴ、社会情勢の変化に応じた職員研修などに取り組む。 職員の政策形成能力、説明責任能力、交渉折衝能力、チャレンジ力、コスト意識などの向上を図る。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点の人事評価における「積極性・チャレンジ・改革志向に関する職員の自己評価」の平均を５段階中３段階以上に向上する。 [基準値] R１：2.7/５段階				

主な取組	○能力・業績に応じた人事制度の構築				
取組の 具体化	人事評価制度の有効活用		推進 部署	総務課	
取組内容 と 想定成果	目標設定・評価結果に基づく育成面談などにより、人事評価制度を人材育成のツールとして有効活用するとともに、昇給や昇格、分限などへの活用を検討する。 人材育成、処遇への反映により、職員のモチベーションのさらなる向上を図る。				
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、人事評価における「積極性・チャレンジ・改革志向に関する職員の自己評価」の平均を5段階中3段階以上にする。 [基準値] R 1 : 2.7/5 段階 ⇒ [目標値] R 7 : 3 以上/5 段階				
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・研修の開催等	実施	実施	実施	実施	実施
指標計画（単位：段階）	2.8/5	2.8/5	2.9/5	2.9/5	3/5

主な取組	○時差出勤制度やテレワークなどの職員の働き方改革の推進				
取組の 具体化	働き方改革の推進		推進 部署	総務課、秘書広報課	
取組内容 と 想定成果	「新しい生活様式」の中で、テレワークの推進など、新たな働き方の検討を進める。 実証実験を行い、課題を整理したうえで、新庁舎開庁に合わせて環境整備を行い、 令和 6 年度から、テレワークの運用開始を目指す。				
成果指標 と目標値	令和 6 年度から、職員のテレワークの運用を開始する。 [基準値] R 1 : - ⇒ [目標値] R 7 : -				
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・ 新たな働き方の検討 ・ テレワークの実証 ・ テレワークの導入	検討 実験 -	検討 課題整理 -	検討 - 環境整備	検討 - 運用開始	検討 - 運用
指標計画（単位：- ）	-	-	-	-	-

政策 (1) - 施策③ 民間事業者や大学と連携した課題解決

主な取組	○民間事業者と連携した取組の推進				
取組の 具体化	民間活力導入指針の策定と新しい手法の導入推進		推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	民間活力導入の手法や導入を検討する事業の内容・規模等をまとめた指針を策定する。 指針に、サウンディング（対話）の実施推進等、民間活力を最大限活かすための発注プロセスの検討や、成果連動型民間委託、ＰＰＰ／ＰＦＩ等の導入の検討を盛り込み、実施することで、新たな財源の確保や市民サービスの向上を図る。				
成果指標 と目標値	指針策定後、令和３～７年度に、指針に沿った取組を累計で３つ以上実施する。 [基準値] R 1：0 件				

主な取組	○民間事業者と連携した取組の推進				
取組の 具体化	糸島市補助金交付の基本指針に基づく補助金運用			推進 部署	経営戦略課
取組内容 と 想定成果	補助金支出の説明責任と有効性の向上を図るため、指針に沿った補助金運用を行う。 継続的に補助金の成果指標を把握・公表し、3年ごとに全庁的な補助金設計書の見直しを行うことで、補助金を財源とした民間団体による、地域課題解決のための事業の適切な改善を続けていく。				
成果指標 と目標値	令和5年度に全庁的な見直しを実施する。 [基準値] R1： - ⇒ [目標値] R7： -				
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7
- 各補助金の成果指標の把握 - 全庁的見直し	継続実施 -	継続実施 -	継続実施 見直し実施	継続実施 -	継続実施 -
指標計画（単位：-）	-	-	-	-	-

主な取組	○民間ノウハウを活用したサービスの質の向上					
取組の 具体化	指定管理者制度ガイドライン作成	推進 部署	経営戦略課			
取組内容 と 想定成果	指定管理者制度の適切でより効果的な運用のために、指定管理者制度導入の際の検討事項や手順等の共通化及び民間ノウハウによる施設の利便性向上のための評価等を整理したガイドラインを作成する。 ガイドラインに沿った運用により、公共施設での市民サービスを向上させるとともに、職員の事務処理の効率化を図る。					
成果指標 と目標値	令和３年度にガイドラインを策定し、継続運用する。 [基準値] R１： - ⇒ [目標値] R７： -					
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
・ ガイドライン作成	検討・策定	継続運用	継続運用	継続運用	継続運用	
指標計画（単位：件）	-	-	-	-	-	

主な取組	○民間ノウハウを活用したサービスの質の向上				
取組の 具体化	図書館（本館・二丈館・志摩館）への民間ノウハ ウの活用	推進 部署	生涯学習課		
取組内容 と 想定成果	図書館の運営状況を鑑み、指定管理者制度を導入するか否かを検討する。 導入した場合、図書館司書等の人員の確保及び職員人件費の節減ができるととも に、開館時間の延長等の市民サービスの向上が見込まれる。				
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、『糸島市立図書館利用者満足度に関するアンケート』の総合評 価を93%以上とする。 [基準値] R1：91.9% ⇒ [目標値] R7：93%以上				
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7
・指定管理者制度導入の検討 ・方針決定	検討 -	- 決定	- -	- -	- -
指標計画（単位：%）	92	92	92.5	93	93

主な取組	○糸島をフィールドとした課題解決と情報発信				
取組の 具体化	協定大学等との共同研究結果の政策化		推進 部署	ブランド・学研都市推 進課	
取組内容 と 想定成果	協定大学等の持つ知的資源を活用し、また、市と連携した共同研究を行うことで、地域・行政課題の解決、地域活性化、効率的かつ効果的な行政経営、九州大学学術研究都市の構築に繋げる。 ※協定大学等…九州大学、中村学園大学、中村学園大学短期大学部、西南学院大学、福岡医療専門学校、相模女子大学、相模女子大学短期大学部				
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、協定大学等と連携し、課題解決の基礎となった研究数累計を35件以上にする。 [基準値] R 1：7件（年間）⇒ [目標値] R 7：35件以上				
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・市民等に課題を募集 ・研究者マッチング ・研究成果の情報発信	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施
指標計画（単位：件）	15	20	25	30	35

主な取組	○糸島をフィールドとした課題解決と情報発信				
取組の 具体化	地域防災力と防災人材育成の強化		推進 部署	消防本部消防総務課	
取組内容 と 想定成果	九州大学と消防本部が連携し、学生を対象とした防災講義（座学、実技）を毎年実施し、郷土、地域を守る防災リーダーとしての人材を育成する。 当該講義において、全国及び九州各地で発生する各種災害の状況及び対応等を学び、自助、共助の実践力を身につける。 このことにより、地域防災力の向上に寄与し、防災に関する地域課題の解決を図る。				
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、九州大学生を対象とした防災講義受講者数を累計 200 人以上にする。 [基準値] R 1：147 人				

政策（２）-施策① 自主財源の確保

主な取組	○納税者の納付方法の拡大による自主納税の推進				
取組の 具体化	電子納税推進とキャッシュレスでの納付手段拡大	推進 部署	収税課		
取組内容 と 想定成果	自宅や職場のパソコンから電子納税できる地方税共通納税システムの利用推進と利用できる対象税目（現在、法人市民税・個人住民税（特別徴収分・退職所得分））の拡大を図る。 また、導入済みの Pay Pay、LINE Pay 以外の新たなキャッシュレス決済の導入拡大を図る。 オンライン化やキャッシュレス化の拡大と周知で、利用を促進し、納税者の手続き負担軽減と職員の事務負担軽減を実現する。				
成果指標 と目標値	令和 7 年度時点での地方税共通納税システム利用件数を 28,800 件以上にする。 （件数は、法人市民税及び市県民税特別徴収分の期別の合計件数） [基準値] R 1：年間利用件数 296 件⇒ [目標値] R 7：年間利用件数 28,800 件以上 （R 1 は 10 月開始の為半年間の実績）				
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・対象者へのパンフレット配布 ・ホームページへの掲載 ・関連団体への案内周知	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施	継続実施 継続実施 継続実施
指標計画（単位：件）	1,800	9,600	16,320	23,040	28,800

主な取組	○市税などの収納率の高水準維持と市税収入などの確保				
取組の 具体化	課税客体調査の捕捉強化及び収納率維持による市 税収入の確保	推進 部署	税務課、収税課		
取組内容 と 想定成果	税務署、県税事務所との連携により、課税客体の捕捉調査を強化するとともに、電 話、文書等による督促・催告の徹底及び休日・夜間等の納税相談機会の確保、財産調 査、差押の強化により、高い収納率を維持することで、市税収入の確保を目指す。 ※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和３年度は減収が見込まれる。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点で、市税収入 100 億円以上の確保を目指す。 ※市税…個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税 〔基準値〕 R １：市税収入額 99.6 億円⇒〔目標値〕 R ７：市税収入額 100 億円以上				
行動計画（スケジュール）	R ３	R ４	R ５	R ６	R ７
・ 捕捉調査の強化 ・ 納税相談、滞納処分の強化	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施	継続実施 継続実施
指標計画（単位：億円）	95	96	97	98	100

主な取組	○基金運用、パートナー制度活用、応援寄附、財産貸付等による収入増加				
取組の 具体化	多様な自主財源方策の検討		推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	施設の一部や街灯、防犯灯の維持管理のためのパートナー制度（企業・個人）導入をはじめとする、多様な自主財源確保策を検討する。				
成果指標 と目標値	令和7年度までに、事例調査、可能性調査に基づく新規方策を2つ以上実施する [基準値] R1： -				

主な取組	○基金運用、パートナー制度活用、応援寄附、財産貸付等による収入増加				
取組の 具体化	交流プラザ二丈館・志摩館の会議室等の活用検討	推進 部署	管財契約課		
取組内容 と 想定成果	交流プラザ二丈館・志摩館の会議室等の使用率が低い市有財産について、令和８年度からの貸付等の有効活用方法を検討する。 ※会議室等の改修に、合併市町村のまちづくり等に対する財政措置であった合併推進債（起債）を活用しているため、その償還が終わる令和７年度までに、用途変更した場合、国への返還金が発生する。				
成果指標 と目標値	令和６年度までに、有効活用の方針を決定し、令和８年度からの有効活用を目指す。 [基準値] R１： -				

主な取組	○優先順位の設定等による実施計画事業の選択と集中の徹底					
取組の 具体化	実施計画事業の優先順位の設定基準の明確化			推進 部署	経営戦略課	
取組内容 と 想定成果	行政評価の結果を踏まえた施策別方針に基づき、各課が実施計画事業ごとの優先順位を設定する基準を明確にする。 各課が検討した事業の優先順位を、毎年度策定する実施計画に反映する仕組みを構築することで、総合計画の施策目標を確実に達成していく。					
成果指標 と目標値	令和7年度時点の、施策評価成果指標の年度目標達成割合を80%以上（全指標のうち80%以上の指標が、年度目標をクリアしている）にする。 [基準値] R1：62.7% ⇒ [目標値] R7：80%以上					
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7	
・設定基準の策定 ・制度運用	策定完了 運用開始	適宜改善 継続実施	適宜改善 継続実施	適宜改善 継続実施	適宜改善 継続実施	
指標計画（単位：%）	70	70	75	75	80	

主な取組	○地方公会計の分析結果の積極的な活用					
取組の 具体化	財務書類の公表			推進 部署	財政課	
取組内容 と 想定成果	固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計の整備により、財政の効率化、適正化に努めるとともに市民への情報提供を行う。 固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報など、現金主義では見えにくい情報も用いて分析を行う。 全国統一的な基準で、市民一人当たりの負債額など他市との比較が行えるため、相対的な本市の財政水準を把握し、予算編成に活用することができる。					
成果指標 と目標値	市債残高増加を抑制し、令和7年度時点の市債残高を328.8億円以下にする。 ※この計画の期間中に運動公園、新庁舎の整備、学校の老朽化対策などを行うため、市債残高は増加（悪化）するが、財政計画に示す市債残高を順守する。 [基準値] R1：286.5億円 ⇒ [目標値] R7：328.8億円以下					
行動計画（スケジュール）	R3	R4	R5	R6	R7	
・財務書類情報の比較 ・予算編成等への反映	分析実施 情報活用	分析実施 情報活用	分析実施 情報活用	分析実施 情報活用	分析実施 情報活用	
指標計画（単位：億円）	292.8	321.4	343.4	327.4	328.8	

政策（３）-施策① 公共施設の長寿命化と最適な配置

主な取組	○市民に分かりやすく、利便性や防災機能の高い新庁舎建設と周辺整備				
取組の 具体化	新庁舎及び新庁舎周辺環境整備		推進 部署	管財契約課	
取組内容 と 想定成果	免震化をはじめとした防災機能の高い新庁舎の建設とともに、丸田池公園と一体とした周辺の環境整備を行う。 現在の墓地を防災広場として整備することや、新庁舎と丸田池公園を一体的に整備することにより、防災機能や市民の利便性が格段に向上する。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点の、「公共建築物の機能や環境が十分に整備されていると思う市民の割合」（市民満足度調査）をＲ２調査値より１０％以上向上させる。 [基準値] Ｒ２調査値：３２.３％ ⇒ [目標値] Ｒ７：４２.３％以上				
行動計画（スケジュール）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
・新庁舎建設 ・墓地移転 ・公園整備	設計 実施 実施	実施 継続実施 -	継続実施 完了 -	完了 - 実施	- - -
指標計画（単位：％）	34.3	36.3	38.3	40.3	42.3

主な取組	○公共建築物の複合化や集約化・総量削減などによる質・量・コストの最適化				
取組の 具体化	公共施設の運営コスト等を基礎とした施設使用料 金見直しのための算定方針（ルール）の策定	推進 部署	公共施設マネジメント 推進室		
取組内容 と 想定成果	公共施設の施設使用料金について、運営コスト等を算定基礎とするものに見直すた めの方針（ルール）を策定する。 公共施設における受益者負担の適正化・公平化が図られるとともに、公共施設の維 持管理費用の確保に繋がる。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点で、方針適用対象施設のうち、新しい施設使用料金算定方針を適用 した公共施設の割合を 80％以上にする。 [基準値] R 1： -				

主な取組	○インフラ施設のライフサイクルコストの削減と適正なライフサイクルコストへの意識向上				
取組の 具体化	適正なライフサイクルコストへの意識向上		推進 部署	公共施設マネジメント 推進室	
取組内容 と 想定成果	インフラ施設を含む公共施設等の改修・更新等を実施する際に、より安全性を維持しながら、長期利用が可能となる対策に関する情報収集等を行い、ライフサイクルコスト（ＬＣＣ）の削減を図るとともに、ＬＣＣに関する知識を身につけるための職員研修会を実施する。 それにより、公共施設等の長寿命化とＬＣＣに対する職員の意識向上を図り、各部署が行う施設等整備事業への対策反映を図る。				
成果指標 と目標値	令和３～７年度で、ライフサイクルコストに関する職員研修会を隔年（令和４、６年度）で実施し、累計２回実施する。 [基準値] Ｒ１：０回 ⇒ [目標値] Ｒ７：５年間で累計２回				
行動計画（スケジュール）	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
・ 対策の情報収集、調査 ・ 職員研修会の開催	随時実施 -	随時実施 実施	随時実施 -	随時実施 実施	随時実施 -
指標計画（単位：回）	0	1	1	2	2

主な取組	○インフラ施設のライフサイクルコストの削減と適正なライフサイクルコストへの意識向上					
取組の具体化	小規模校におけるプールの合同授業の実施検討			推進部署	教育総務課、学校教育課	
取組内容 と 想定成果	学校プールの維持管理効率化、ライフサイクルコストの縮減を行うため、令和元年度に策定した「糸島市における学校プールのあり方検討」に基づき、小規模校（7校）における合同授業の検討及び導入に向けた実施計画の策定を行う。 実施計画策定後は、計画に沿って、耐用年数が経過する時期を目安に取組を進めていく。 ※「糸島市における学校プールのあり方検討」…学校プールについて、民間施設の活用や小規模校の他校との共同使用などの可能性を、水泳授業のあり方や学校規模の適正化を踏まえ総合的に検討したもの。					
成果指標 と目標値	令和３年度に、小規模校におけるプール合同授業の計画を策定する。（対象校：小規模校 ７校） [基準値] R１： - ⇒ [目標値] R７： -					
行動計画（スケジュール）		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
・ 合同授業の対象校の選定 ・ 費用対効果の検証 ・ 実施計画の策定		実施計画 策定	-	-	-	-
指標計画（単位：-）		-	-	-	-	-

主な取組	○アクションプランの周知と市民利用施設改修時の市民参画機会の確保による市民理解の醸成					
取組の 具体化	市民意見を反映した利用しやすく機能性が高い複合施設の設置（市民・人権センター（仮称））	推進 部署	公共施設マネジメント 推進室			
取組内容 と 想定成果	ワークショップや説明会を通じ、より多くの市民意見を聴取し、リーディングプロジェクトで取り組んでいる複合施設のレイアウト等に反映させる。 市民が利用しやすい環境（レイアウト）の中で、人権・就労・子育て等の様々な行政サービスや相談等を受けられる機能性の高い複合施設の設置を可能とする。 ※リーディングプロジェクト…糸島市公共施設等総合管理計画第１期アクションプランに掲げる、志摩初地域施設再配置事業及び市民・人権センター（仮称）事業					
成果指標 と目標値	令和７年度までに、市民意見を反映した８施設の機能を複合した市民利用施設を設置する。（複合化する施設数） [基準値] R１：０施設 ⇒ [目標値] R７：８施設					
行動計画（スケジュール）	R３	R４	R５	R６	R７	
・市民意見を反映したレイアウトの策定	作成	決定	-	-	-	
・複合施設の改修	-	-	実施設計	施設改修	-	
・複合施設の設置	-	-	-	-	供用開始	
指標計画（単位：施設）	0	0	0	0	8	

政策 (3) -施策② 多様な入札・契約手法の導入

主な取組	入札・契約事務の効率化や事業者の負担軽減に配慮した入札方式の実施				
取組の 具体化	入札参加資格審査申請及び契約管理システム導入		推進 部署	管財契約課	
取組内容 と 想定成果	事業者が、来庁せずに、事務所のパソコン等から、入札参加資格審査申請が行えるシステムと事業者情報の管理やインターネットで一連の入札事務を行うことができる契約管理・電子入札システムを令和４年度に導入し、令和５年度から運用する。 導入により、発注者、受注者の負担軽減を図るとともに、入札、契約事務の透明性、公平性、競争性を向上させ、より品質の高い成果物を得ることができるようになる。				
成果指標 と目標値	令和７年度時点の、電子・郵送入札の実施件数を年間１００件以上にする。 [基準値] R 1 : 0 件				

主な取組	○設計・工事・監理・運営などを含めた優位となる入札方式の実施					
取組の 具体化	事業に適した入札方法の検討			推進 部署	管財契約課	
取組内容 と 想定成果	行政が、税金を使って発注する工事などの公共調達については、金額を基準に入札方法を設定している。 しかしながら、特に事業費が高額となる大規模な事業については、工事の施工体制や地場業者の活用、完成後の管理運営等を含め、事業目的の達成のために優位となる入札方法の選択が重要であるが、現在、その全庁的ルールがない。 そのため、事業実施部署の方針を踏まえつつ、最適な入札方法を選択するためのルールを作成し、運用する。					
成果指標 と目標値	令和３年度に全庁的ルールをつくり、令和４年度から、運用を開始する。 [基準値] R１：－⇒[目標値] R７：－					
行動計画（スケジュール）	R３	R４	R５	R６	R７	
・全庁的ルールによる運用	作成	運用開始	継続	継続	継続	
指標計画（単位：－）	－	－	－	－	－	

主な取組	○公共施設の包括管理業務委託の推進					
取組の 具体化	包括管理業務委託の導入と拡大			推進 部署	公共施設マネジメント 推進室	
取組内容 と 想定成果	公共施設の複数の維持管理業務を一括して契約する「包括管理業務委託」を導入し、順次、導入施設を拡大する。 技術やノウハウを持つ民間事業者へ包括的に委託することにより、維持管理業務の質の向上が図られるとともに、契約事務等の職員の負担軽減に繋がる。					
成果指標 と目標値	令和7年度時点で、包括管理業務委託へ移行した契約数を100件以上とする。 [基準値] R1：0件 ⇒ [目標値] R7：100件以上					
行動計画（スケジュール）		R3	R4	R5	R6	R7
・実施準備、業者選定 ・包括管理業務委託導入 ・包括管理業務委託拡大		関係者周知	業者選定	契約・導入 拡大検討	継続実施 拡大検討	継続実施 拡大実施
指標計画（単位：件）		0	0	40	40	100

主な取組	○庁内への契約事務手続きの周知徹底と問題点整理による事務の効率化					
取組の 具体化	入札、契約事務手続きの周知			推進 部署	管財契約課	
取組内容 と 想定成果	各種契約については、その締結に至るまでに業者選定、入札、契約書作成等の複数の手順がある。 しかも、その手続きが、金額や業種により異なるため、職員が入札契約事務を正確に理解していないと、効率的な事務処理ができずに、予定どおりの契約ができない場合がある。 そのため、契約、入札案件の多い年度当初に、その事務手続き、入札スケジュールについて、職員に周知し、職員の理解を促進するとともに、全庁的に事務の効率化を図る。					
成果指標 と目標値	令和３年度から、職員への周知を開始し、状況に合わせ、事務手続き資料の適切な修正を行いながら、毎年度継続実施する。 [基準値] R１： - ⇒ [目標値] R７： -					
行動計画（スケジュール）	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	
・職員への定期的周知 ・手続き資料の改善	開始 適宜実施	継続実施 適宜実施	継続実施 適宜実施	継続実施 適宜実施	継続実施 適宜実施	
指標計画（単位：-）	-	-	-	-	-	

第4章 行政評価

[第4章の要約]

本市の行政評価には、事務事業評価、施策評価、市民満足度調査、外部点検があり、施策評価を中心とする枠組みです。

特に施策評価を中心に、構成事務事業の優先順位付けや取捨選択、継続的改善を実現していく必要があります。

第1節 本市の行政評価の取組の経緯

行政評価とは、行政が行うさまざまな活動を、「どのような成果があったか」「目標を達成しているか」などの、主に成果の視点から検証し、その結果を行政経営の改善等に生かしていこうという取組です。

本市では、平成25年4月施行の糸島市まちづくり基本条例において、行政評価に関することを規定しており、平成29年度から継続的な施策評価を実施し、平成30年度からは事務事業評価を実施しています。

また、平成28年度から令和元年度に実施した、行政改革推進委員による施策単位の外部点検で、外部の視点からも施策をチェックしました。

平成28年度以降の継続的な行政評価制度構築の取組により、基本的に、事務事業評価、施策評価、市民満足度調査、外部点検をセットとして実施する枠組みになっています。

図表：行政評価の取組の変遷

年度	取組
平成24年度	施策進捗度評価・市民満足度調査・外部評価実施
平成25年度	外部評価実施
平成26年度	施策進捗度評価・市民満足度調査・外部評価実施
平成27年度	※行政評価制度見直し
平成28年度	外部点検実施
平成29年度	施策評価・市民満足度調査・外部点検実施
平成30年度	事務事業評価・施策評価・市民満足度調査・外部点検実施
令和元年度	事務事業評価・施策評価・市民満足度調査・外部点検実施
令和2年度	事務事業評価・施策評価・市民満足度調査実施 ※外部点検制度見直し

第2節 評価の種類

行政活動は、一般的に「政策－施策－事務事業」の体系に整理されます。

本市の最上位計画である総合計画も、基本的には同じ体系となっており、そのうち、評価対象により、事務事業評価と施策評価に区分されます。

また、評価視点は、職員でチェックする内部評価と、職員だけではなく市民や有識者も含めてチェックする外部評価があり、本市では外部評価として、外部点検と、アンケートにより市民意識を把握する市民満足度調査を実施しています。

1) 事務事業評価

総合計画体系の最小単位で、施策を実現するための具体的な手段である事務事業について、各事務事業実施部署の職員による評価（内部評価）を行います。

評価時点は、各年度終了時点とし、事後評価として実施します。

各事務事業の担当課長が、評価責任者となります。

【主な目的】

◎事務事業実施部署においては、成果向上とコスト削減の両立のための事務事業改善に活用する。

◎予算編成段階においては、予算化の判断材料として活用する。

◎終了事務事業に関しては、評価結果を庁内で共有することで、類似事業の見直しへの活用など、組織的なノウハウ蓄積、スキル向上に活用する。

2) 施策評価

事務事業で構成し、総合計画の政策を実現するための方策である施策について、各施策担当部署の職員による評価（内部評価）を行います。

評価時点は、各年度終了時点とし、事後評価として実施します。

各施策の施策統括部長（施策統括課が所属する部の長）が、評価責任者となります。

【主な目的】

◎施策担当部署においては、今後の方向性検討による、施策推進のための事務事業の改善と、施策を構成する事業の優先順位付けによる構成事業の取捨選択に活用する。

◎予算編成段階においては、施策の重点化（経営資源配分）の検討に活用する。

◎長期的には、総合計画の見直しに活用する。

◎特に、二次評価では、限られた経営資源を市全体に最適配分する視点（全体最適の視点）で評価し、全体コストの増大に繋がらないよう考慮する。

3) 外部点検

平成 28 年度から令和元年度まで外部点検は、年間 2 施策程度について、行政改革推進委員が点検者となり、施策担当部署の職員との対話を通して、行政外部の視点での点検を行うもので、各施策を構成する事務事業のまとまりを対象とし、実施しました。

今後は、実施方法を見直し、令和 4 年度から、総合計画全体の進捗管理及び施策の実効性確保を主な目的に、総合計画審議会において実施します。

ただし、行政経営戦略及びこの計画の進捗管理は、行政改革推進委員会の助言を受けながら実施していきます。

【主な目的】

- ◎点検による施策の実効性確保と説明責任の向上を図る。
- ◎施策の進捗度、施策構成事業の有効性等を点検し、職員の気づき促進や改善の後押しを図る。（評価視点の多角化、内部評価の補完）

4) 市民満足度調査

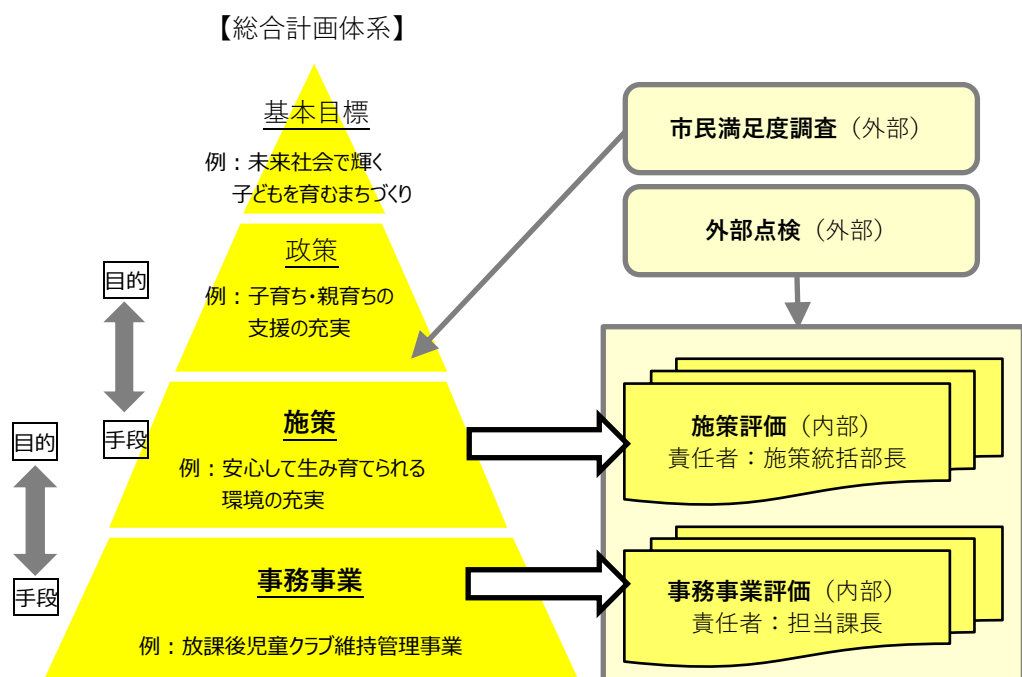
総合計画の施策の成果指標に設定しているものや、住みやすさなどに関する市民意識について、市民アンケート調査により数値化し、実状を把握します。

総合計画の基本計画期間の 5 年間のうち中間年度と最終年度は、概ね分野ごとの、市民が考える「満足度・重要度」も把握します。

【主な目的】

- ◎まちづくりを進めるうえで、市民の意識・考えや現在の状況を調査・分析し、総合計画の進み具合の確認及び行政経営の改善に反映する。
- ◎総合計画見直しの基礎資料として活用する。

図表：総合計画体系と評価対象



第3節 評価の目的の実現

行政評価の目的は、その結果を活用して、P D C Aサイクル(マネジメントサイクル)を回していくことです。

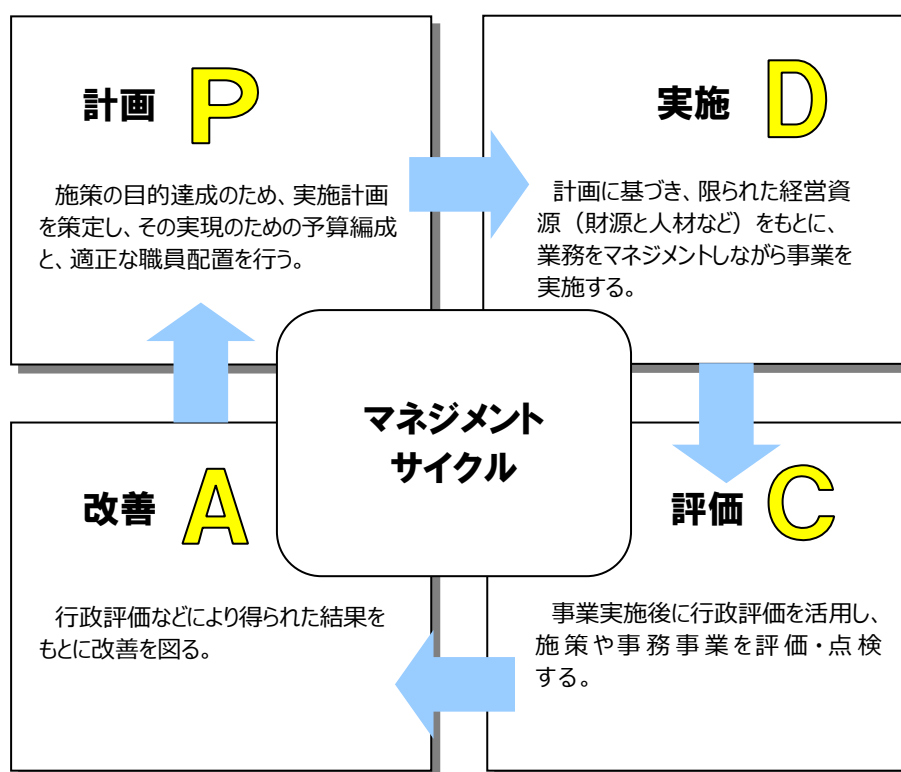
本市の行政評価は、事務事業評価、施策評価、市民満足度調査、外部点検のセットとなっており、その中でも施策評価を中心に据えています。

それは、市全体を見通したうえで、社会情勢に合わせ限られた経営資源を最適に配分し、課題解決を進めていくために、施策間を比較し、施策の重点化を図ることで、構成事務事業の優先順位付けや取捨選択によるスクラップアンドビルドを実現していく必要があるからです。

あわせて、施策の実効性の向上に向け、構成事務事業を改善し続けることも非常に重要です。

今後は、施策評価の結果を活用して、市の方針を明確化し、市民やN P O、民間事業者などの関係者と共有しながら、総合計画の目標達成に取り組んでいきます。

図表：マネジメントサイクル「P D C A」のイメージ



【参考】用語解説

P1：選択と集中

多角化が進展している組織で、特定の分野や取組を選び、経営資源を集中的に投下する戦略のこと。

P3：指定管理者

地方公共団体が公の施設を管理してもらうために、期間を定めて指定する団体のこと。指定管理者制度は、それまで、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

P3：公債費

地方公共団体の借入金（地方債）の返済のための費用のこと。

P3：基金

地方公共団体が、財源に余裕がある時や特定の目的のために積み立てている資金のこと。

P3：普通会計

一般会計と特別会計※1のうち公営事業会計※2（上水道・下水道等の公営企業会計及び国民健康保険事業特別会計等）以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたもの。本市の普通会計は、一般会計と住宅新築資金貸付事業特別会計で構成している。

※1 特別会計

一般会計と別に設けられた特定の目的のための会計で、特定の収入があり、一般会計から切り離して、その収入・支出を経理する会計のことで、本市では、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などがある。

※2 公営企業会計

地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として、主にその経費を経営に伴う収入をもって賄うことを原則として（独立採算の原則）、直接経営する企業の会計のこと。

P3：地方債

道路、公園、学校などの建設事業のために、地方公共団体が行う借入金。

P3：債務負担行為

履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。

P4：社会保障費

医療・介護の自己負担分以外の給付額や年金の受給額など、社会保障制度によって国や地方公共団体から住民に給付される金銭・サービスの経費。

P4：自主財源

地方公共団体が、自らの権能に基づき自主的に収入できる財源で、市町村税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入からなる。

P4：福岡都市圏

福岡市、糸島市、大野城市、春日市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、古賀市、福津市、宗像市、宇美町、粕屋町、篠栗町、志免町、新宮町、須恵町、久山町の17市町で構成する都市圏のこと。

P4：SDGs

エスディーゼーズ。「Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）」の略称。持続可能な開発目標。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

P4：マネジメント

経営などの管理をすること。限られた資源を最大限活用し、成果を出すことで、組織の目標を達成していくこと。

P5：生産年齢人口

15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

P5：老年人口

65歳以上の年齢に該当する人口。

P6：類似団体

全国の市区町村を対象にして、「人口」と「産業構造」を基準として、グループ分けしたもの。住民基本台帳人口を基準としているものと、国勢調査の結果を基準としているものがある。

P6：R P A

アールピーエー。「Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の略称。デスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

P8：実質収支

形式収支（歳入歳出差引額）から、事業繰越等に伴い翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額で、当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額（黒字、赤字）を意味するもの。

P8：扶助費

地方公共団体等が、社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

P10：公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有する全ての公共施設等について、人口、財政状況、住民ニーズ、将来の姿などを総合的に検討して、管理や活用を行っていく取組のこと。

P11：出前講座

糸島市出前講座。市民のリクエストに応じて、希望する時間・場所に職員が出向き、業務の説明や専門知識を生かした話などをするもので、市政の情報を積極的に発信することで市民に理解してもらい、市民協働のまちづくりを進めるため実施している。

P13：P D C A サイクル

マネジメントサイクルの一つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、事業を実施した結果を成果の視点で評価する手法のこと。

P13：I C T

アイシーティー。「Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）」の略称。情報通信技術。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

P13：ワークライフバランス

働く全ての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

P13：P P P

ピーピーピー。「Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の略称。官民連携。公共事業に民間事業者のノウハウや資金力を活用すること。

P13：テレワーク

ＩＣＴ（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。自宅を就業場所とする在宅勤務、施設に依存せず、いつでも、どこでも仕事が可能なモバイルワーク、サテライトオフィス、テレワークセンター、スポットオフィス等を就業場所とする施設利用型勤務などがある。

P14：債権

相手方に金銭や物などを請求し、これを実行させることを内容とする権利のこと。

P14：地方公会計

地方公共団体で行われている会計のことで、国から、平成 27 年 1 月に統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表され、全ての地方公共団体へ、この統一的な基準での財務書類を平成 30 年 3 月までに作成するよう要請されたもの。それにより、現金主義・単式簿記を特徴とする今までの会計制度に対して、発生主義・複式簿記といった企業会計手法の導入が進んだ。

P15：ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用するために必要な経費の総額で、企画・設計から維持・管理のみならず、廃棄に必要な経費も含む。

P17：糸島市ＩＣＴまちづくり推進計画

総合計画前期基本計画を推進するため、本市全体のＩＣＴ分野における個別計画として位置付けられるもの。

P17：P F I

ピーエフアイ。「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法のこと。

P17：企業版ふるさと納税

地方創生の取組の実効性を高めていくため、地方公共団体が、国から地域再生計画の認定を受け取り組む地方創生事業に対して、民間企業が寄附を行った場合に課税の特例措置を講ずる税制のこと。

P17：一般会計

教育・福祉や道路・公園の整備など、主に基本的な行政サービスを行う会計のこと。

P17：将来負担比率

地方公共団体における、負債が将来の財政を圧迫する危険度を見るもので、各地方公共団体の標準的な収入に対する将来負担すべき実質的な負債の割合のこと。数値が小さいほど良いとされる。

P17：実質公債費比率

地方公共団体における、資金繰りの危険度を見るもので、各地方公共団体の裁量で、自由に使い道を決定できる一般財源の標準的な規模に占める全部の会計の公債費や、公債費に準ずる債務負担行為などの経費の比率のこと。数値が小さいほど良いとされる。

P21：N P O

エヌピーオー。「Nonprofit Organization（ノンプロフィット・オーガニゼーション）」の略称。民間非営利組織のことで、利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、N P Oは、社会的な使命を達成することを目的にした組織であると言える。

P21：クラウドファンディング

個人や企業、その他の機関が、インターネットを介して、寄付、購入、投資などの形態で、個人から少額の資金を調達する仕組みのこと。

P22：法定外税

市町村民税や固定資産税のように地方税法に定められている税目以外で、地方公共団体がその条例により創設する税目のこと。

P26：クロス集計

特定の二つないし三つの情報に限定し、縦軸と横軸に項目を割り振って、データの分析や集計を行なう方法。

P27：E B P M

イービーピーエム。「Evidence based Policy Making（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）」の略称。証拠に基づく政策立案。政策の企画を、その場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（証拠・エビデンス）に基づくものとする。

P28 スマート化

ＩＣＴ（情報通信技術）を駆使し、状況に応じて運用を最適化するシステムを構築すること。

P28：よかまちみらいプロジェクト

官民で構成する「よかまちみらいプロジェクト コンソーシアム」で実施する、オンデマンドバスやカーシェアといった地域内交通、地域活性化の課題解決に向けた取組。

P28：オンデマンドバス

利用者が事前予約し、それに合わせてバスを運行する地域の公共交通手段のこと。

P28：統合型ＧＩＳ

地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ（道路、街区、建物、河川など）を各部局が共用できる形で整備し、利用していく市内横断的なシステムのこと。

P29：インシデント

コンピュータやネットワークのセキュリティを脅かす事象のこと。

P30：ＯＪＴ

オージェーティー。「On the Job Training（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）」の略称。実務を体験させながら仕事を覚えてもらう教育手法のこと。

P32：サウンディング

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法のこと。

P32：成果連動型民間委託

地方公共団体等が、民間事業者への委託等で実施する事業手法のうち、その事業により解決を目指す「行政課題」に対応した「成果指標」が設定され、地方公共団体等が当該行政課題の解決のために民間事業者に支払う額等が、当該成果指標の改善状況に連動するもののこと。

P36：オンライン化

アナログな業務をネットワーク通信で行えるようにすること

P39：固定資産台帳

固定資産について、その取得から除却処分に至るまでの経緯を、それぞれの資産ごとに管理する帳簿のこと。

P39：発生主義

金銭のやり取りの有無に関係なく取引が発生した時点で費用と収益を計上するもの。対義語は現金主義。

P45：糸島市まちづくり基本条例

本市のまちづくりの最高規範で、まちづくりの基本的なルールを定めたもの。平成 25 年 4 月 1 日施行。

P48：スクラップアンドビルド

壊して作ること。新規事業の予算要求時に既存事業の廃止・縮小を合わせて行うことや組織新設時に既存の組織を改廃し、全体としての膨張を抑制すること。

糸島市行財政健全化計画
(期間 令和 3 年度～令和 7 年度)

令和 3 年 3 月
令和 6 年 3 月改訂

〒819-1192

福岡県糸島市前原西 1 丁目 1 番 1 号

糸島市経営戦略部企画秘書課

TEL 092-332-2061 (直通)

FAX 092-323-2344

E-mail kikakuhisho@city.itoshima.lg.jp